

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成25年 7月10日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 昌秀
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【事務連絡者氏名】	谷口 嘉邦 連絡場所 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【電話番号】	03-6731-4720
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	明治安田グローバルバランスオープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託 受益証券の金額】	上限 1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

明治安田グローバルバランスオープン（以下、「ファンド」といいます。）

愛称として「五穀豊穰」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

受益者が販売会社との間で結んだ自動継続投資契約（本届出書において「自動継続投資契約」とは、このファンドについて取得申込者と販売会社が締結する「自動継続投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動継続投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。以下「別に定める契約」ということがあります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

(5)【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合せください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

(6)【申込単位】

「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。

いずれのコースでも販売会社が定めるお申込単位となります。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

販売会社によりどちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問合せください。

(7)【申込期間】

平成25年7月11日から平成26年7月10日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）の照会先は以下のとおりです。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

(9)【払込期日】

申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額(申込代金)を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込みに係る追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込証拠金はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

4月10日（休業日の場合は翌営業日）

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

明治安田グローバルバランスオープンは、明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券、明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド受益証券、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券および明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券へ分散投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

また、内外の株式・公社債ならびに短期金融資産に直接投資することがあります。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリー ファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券)資産配分変 更型))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

<商品分類表及び属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

ファンドは、一般社団法人投資信託協会による分類方法において、「追加型投信/内外/資産複合」に商品分類され、属性は下記に区分されます。

「追加型投信/内外/資産複合」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドであり、目論見書または投資信託約款において、国内および海外の複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<ファンドの属性およびその定義>

- 投資対象資産による属性区分 : その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券)資産配分変更型))
目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券(親投資信託など)を通じて複数の資産(株式、債券)へ投資し、組入比率については機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
- 決算頻度による属性区分 : 年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

3. 投資対象地域による属性区分 : グローバル(日本含む)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中には「日本」を含みます。

4. 投資形態による属性区分 : ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資する旨の記載があるものをいいます。

5. 為替ヘッジによる属性区分 : 為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<http://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

信託金の限度額：上限1,000億円

ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

平成13年4月11日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

平成21年4月1日 ファンドの名称を「明治ドレスナー・グローバルバランスオープン」から

「MDAMグローバルバランスオープン」に変更

平成22年10月1日 ファンドの名称を「MDAMグローバルバランスオープン」から

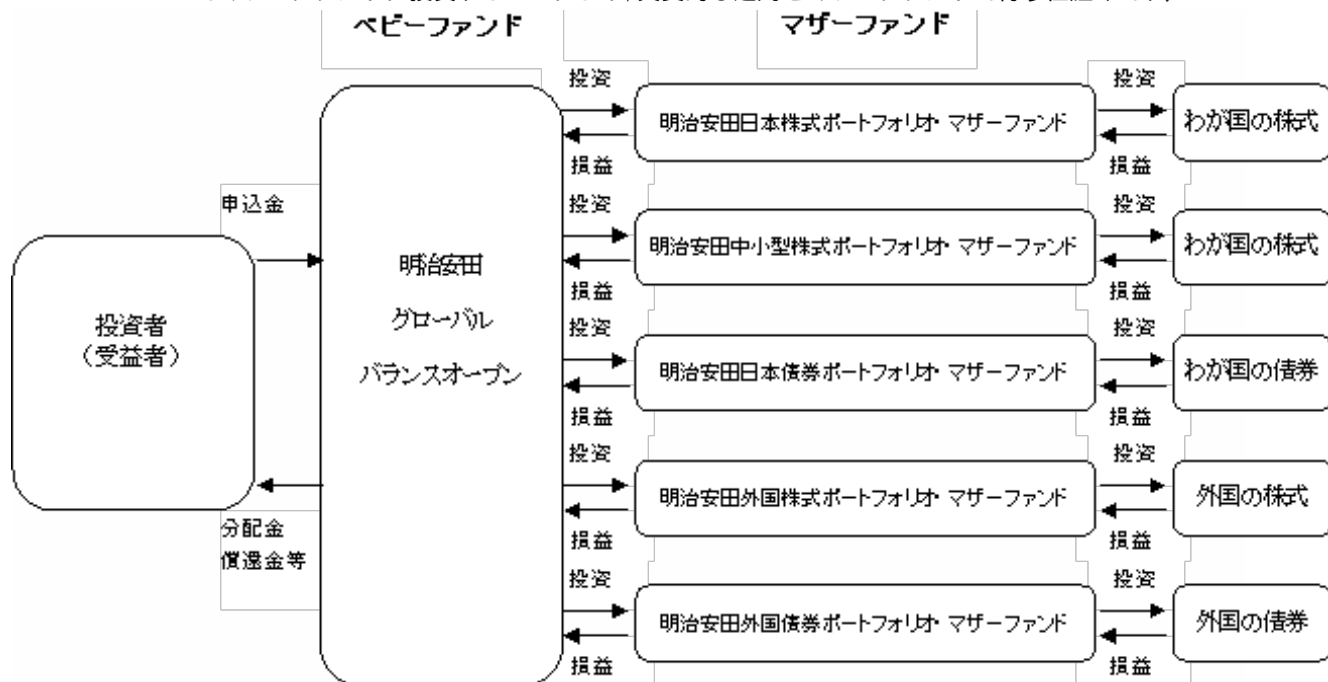
「明治安田グローバルバランスオープン」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」および「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」の各受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



損益は全て投資者である受益者に帰属します。

委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： 明治安田アセットマネジメント株式会社

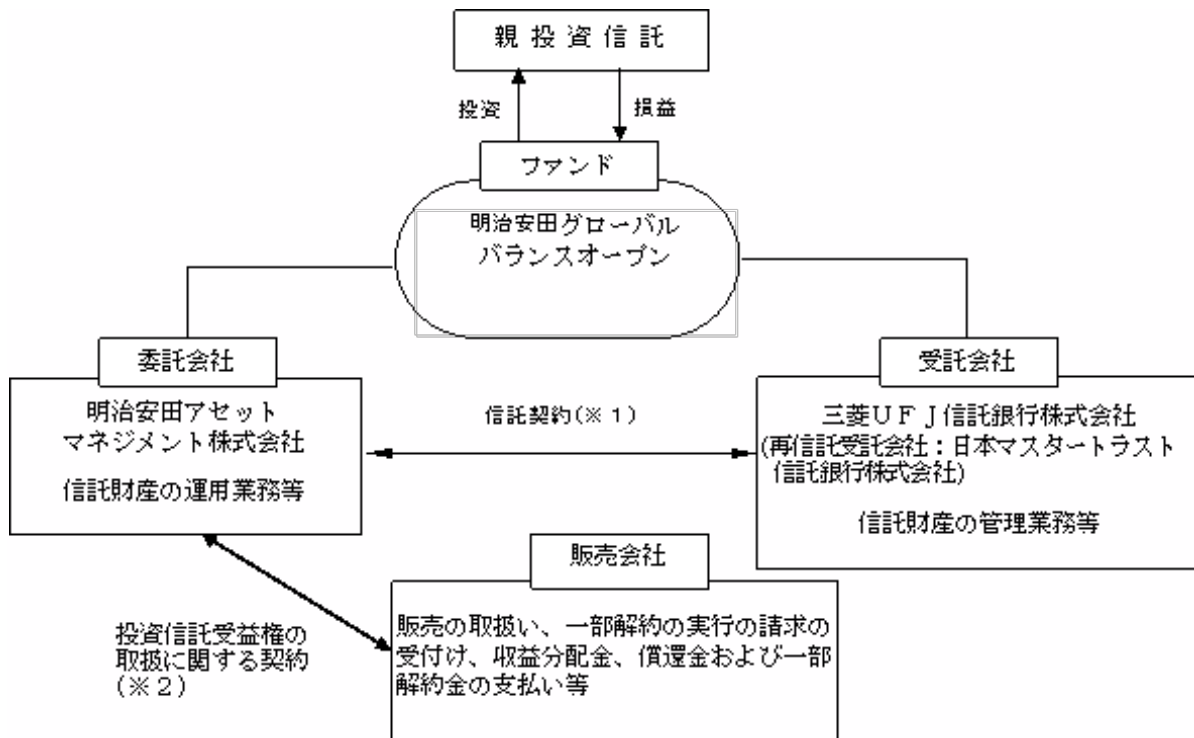
信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。

2. 受託会社（受託者）： 三菱UFJ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務等を行います。(受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。)

3. 販売会社

ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

2. 委託会社の沿革

昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立

平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

平成12年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

平成12年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

平成21年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

平成22年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲー・エム・ペー・ハー	ドイツ, 60329 フランクフルト・アム・マイン, マインツァー・ラントシュトラーセ 11-13	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

(A) 運用方針

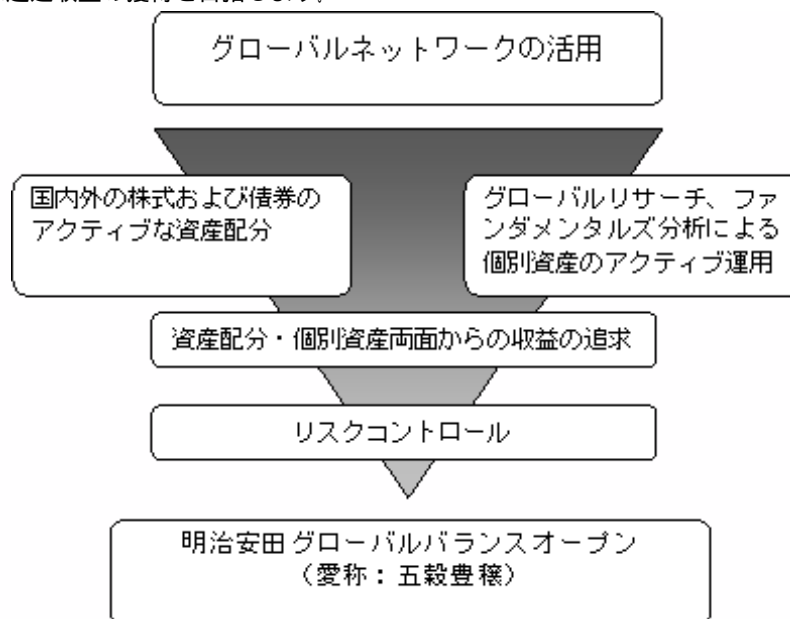
この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行います。

(B) 運用の形態等

各マザーファンドを通して、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券に分散投資し、資産配分と個別資産の運用の両方で安定的な収益の獲得を目指すアクティブ運用を行います。

(C) 投資態度

主として「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」および「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券の資産配分をアクティブに行い、資産配分と個別資産の運用の両方で安定的な超過収益の獲得を目指します。



リサーチの特色

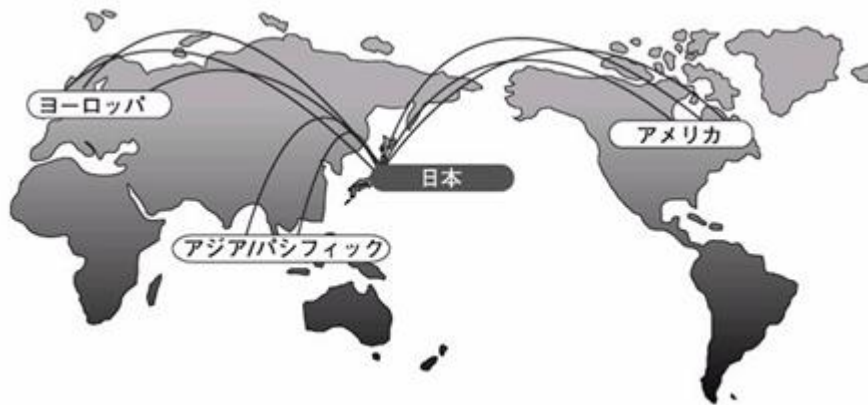
1. リサーチの視点

- ・ファンダメンタルズリサーチを重視した運用により、株式・債券で市場を上回る収益獲得を目指します。経済・企業活動のグローバル化により世界の市場の統合度は高まりつつあり、グローバルな視点に基づくリサーチ・運用を重視しています。
- ・株式運用においては、国際銘柄比較を重視したグローバル・ベースのボトムアップ・リサーチ（企業調査）に付加価値の源泉を求め、成長性を持ちかつクオリティー（経営内容の質、財務体質等）の高い銘柄に投資します。
- ・債券運用においては、為替や金利の水準・期間構造の変化を生み出す中期的なマクロ経済トレンドの分析・予測に重点を置き、アクティブな国別配分、通貨配分、デュレーションの変更により付加価値の追求を行います。

2. リサーチの体制

<グローバルリサーチ>

海外の調査・運用に関しては、ヨーロッパ、アメリカ、アジア/パシフィックをカバーするアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのネットワークを活用します。

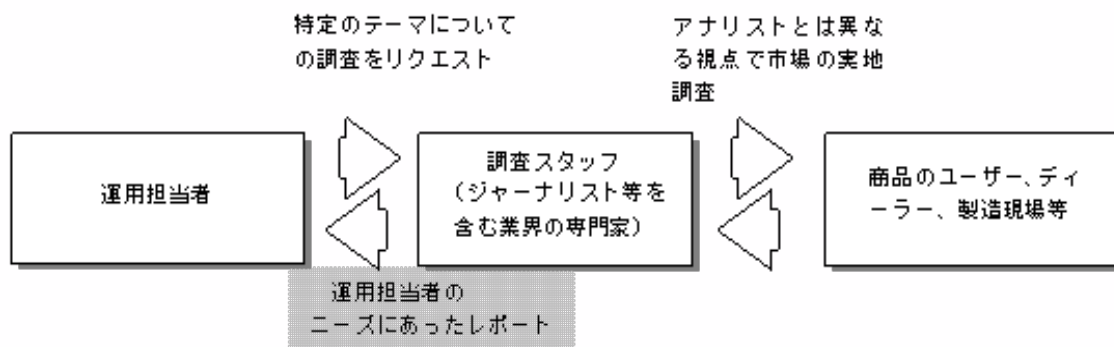


< グラスルーツリサーチ >

グラスルーツリサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行うアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点で競争環境や事業の発展など、現在及び将来の投資に影響を与える重要な情報収集を捉えることを目的とします。グラスルーツリサーチが厚みのある情報を提供します。

- ・アリアンツ・グローバル・インベスターズグループ独自の調査ネットワークです。
- ・運用担当者が調査テーマをリクエストします（調査の双方向性）。
- ・商品のユーザー、ディーラーあるいは製造現場の声を調査します。

（グラスルーツリサーチのイメージ）



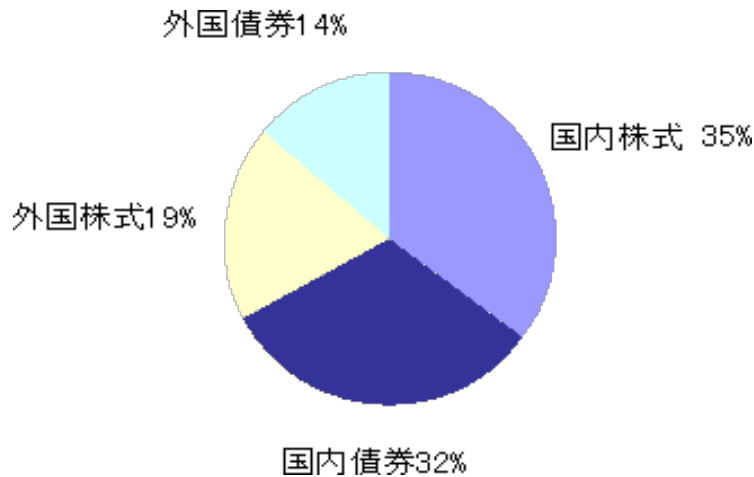
※ グラスルーツリサーチは、通常ファンダメンタルズリサーチの補完的な位置付けであり、組入れる銘柄すべてについて行うわけではありません。

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドの基本資産配分の比率は、当社の投資プロセスに基づいて毎月見直します。

< 資産配分戦略の特徴 >

- ・国内外の株式および債券を投資対象とした分散投資を行います。各アセット・クラス間でアクティブに資産配分を行い、資産配分と個別資産の運用の両方で安定的な収益の獲得を目指します。
- ・当社のグローバル バランス運用は、3段階で付加価値を追求します。
 1. 日本株式、日本債券、外国株式、外国債券の各アセット・クラスの間で、リスクをコントロールしつつアクティブに配分を決定します。
 2. 株式運用プロセスは個別銘柄選択を重視し、国別・セクター別アロケーションはリスクコントロールとして位置づけます。
 3. 債券運用プロセスは、リスクをコントロールしつつ、ベンチマークに対する通貨・デュレーション・イールドカーブ ポジショニングを重視します。
- ・資産配分戦略（アセット・アロケーション）の決定
アセット・アロケーションは、資産別各運用チームから提供される情報をもとに毎月投資政策委員会で協議され、決定されます。（相場急変時には臨時にアセット・アロケーションの変更を検討し、必要に応じて見直しを行います。）

< アセット・アロケーション > 標準的資産配分イメージ



(単位：%)

資産	標準的 資産配分比率	変動範囲
国内株式（明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、 明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド）	35	± 15
国内債券（明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド）	32	± 15
外国株式（明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド）	19	± 10
外国債券（明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド）	14	± 10

標準的資産配分比率および変動範囲は、あくまでも資料作成時点において想定しているものであり、今後の経済・金融情勢動向により予告なく見直す場合があります。

TOPIX（東証株価指数）、NOMURA - BPI <総合指数>、MSCI - KOKUSAI 指数（円換算値）、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を個別資産のベンチマークとします。

TOPIX（東証株価指数）は、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所といいます。）が公表する株価指数で、東京証券取引所第一部に上場されている全ての株式の時価総額を指数化したものです。TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関する全ての権利及びTOPIXの商標に関する全ての権利は東京証券取引所が有します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA - BPI総合指数は、日本国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCI - KOKUSAI 指数は、MSCI Inc. が算出・公表している株価指数で、日本を除く世界主要国の株式市場の動きを捉える基準として広く認知されているものです。MSCI - KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。なお、ドルベースの指数（配当込み、ヘッジなし）をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を乗じて、委託会社において円換算値を計算しています。

シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。また同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いませんが、市況動向等によっては一部為替ヘッジを行う場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考）親投資信託の概要

「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、TOPIX（東証株価指数）を上回る投資成果をめざして運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

TOPIX500に含まれている銘柄を主要投資対象とします。

投資する銘柄数は、50前後を目安とします。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

投資については、アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析、企業への訪問・ヒアリング、グラスルーツリサーチをベースとして、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視した銘柄選定を行います。

年金運用で培ったリスクコントロール手法を活用し、長期保有での資産価値の増大をめざした運用を行います。

(3) 投資制限

株式への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引を行います。

有価証券先物取引等を行います。

スワップ取引を行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。

「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、わが国の中小型株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

おもにTOPIX500対象銘柄以外の銘柄を主要投資対象とします。

投資する銘柄数は、50～80程度を目安とします。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

企業トップマネジメントとのミーティングを重視したボトムアップ・リサーチにグラスルーツリサーチを加え成長企業の発掘・選別を行います。（グラスルーツリサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行

うアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点での日本企業の活動分析にも力を発揮するリサーチ手法です。)

(3) 投資制限

株式への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引を行います。

有価証券先物取引等を行います。

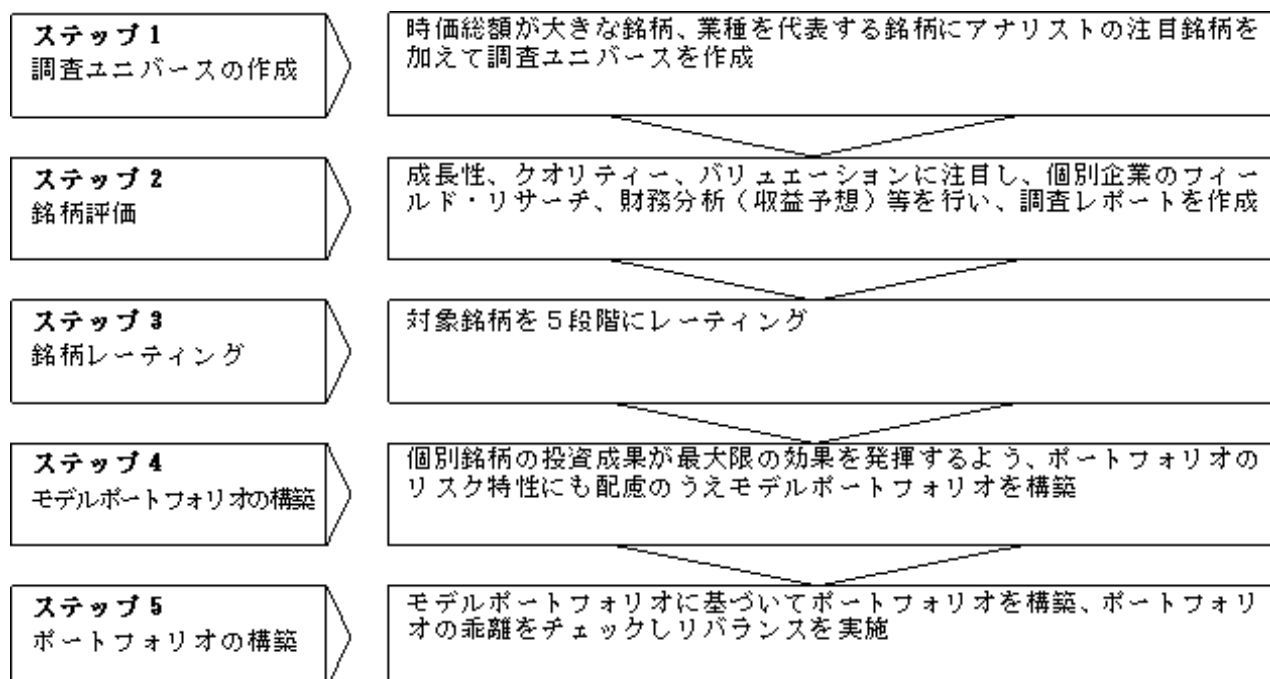
スワップ取引を行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。

「明治安田日本株式マザーファンド」、「明治安田中小型株式マザーファンド」を通しての国内株式運用の特色

- ・ T O P I X（東証株価指数）をベンチマークとして、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。
- ・ 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。

運用プロセスの概要



「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。

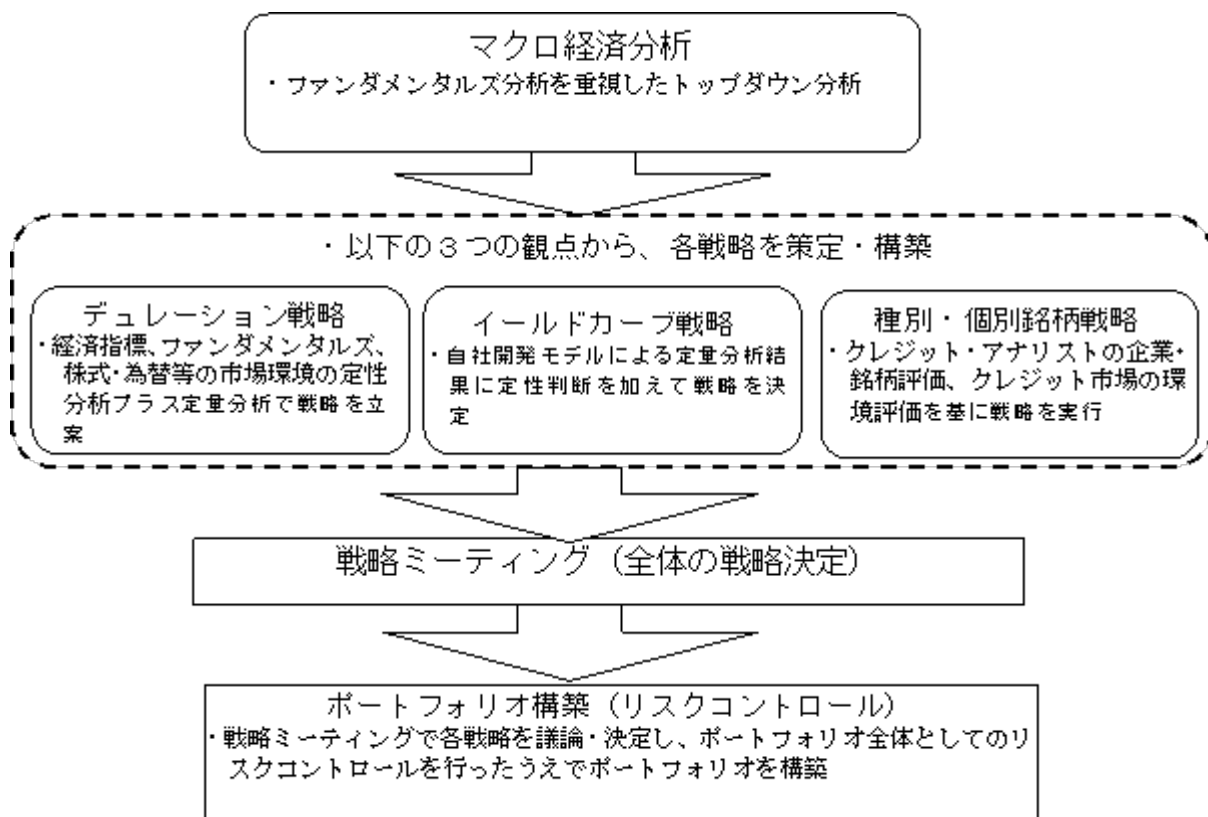
(2) 投資態度

「NOMURA - BPI総合指数」をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付機関によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

格付けとは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（格付会社）が評価した意見です。格付けが高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては格付けが高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付けが高い債券ほど利回りは低く、格付けが低い債券ほど利回りは高くなります。

運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等をも勘案して、デューレーションの調整、イールドカーブポジショニングのコントロールを行います。

公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

(3) 投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行います。

スワップ取引を行います。
有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。
金利先渡し取引を行います。

「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

世界各国（日本を除く）の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

MSCI-KOKUSAI指数（円換算値）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。

MSCI-KOKUSAI指数は、MSCI Inc. が算出・公表している株価指数で、日本を除く世界主要国の株式市場の動きを捉える基準として広く認知されているものです。MSCI-KOKUSAI指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。なお、ドルベースの指数（配当込み、ヘッジなし）をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を乗じて、委託会社において円換算値を計算しています。

MSCI-KOKUSAI指数に採用されている国（構成国についてはMSCIの定期的な見直しにより変更される場合があります。）を主な投資対象国としますが、市況動向により、それ以外の国に投資することもあります。

リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

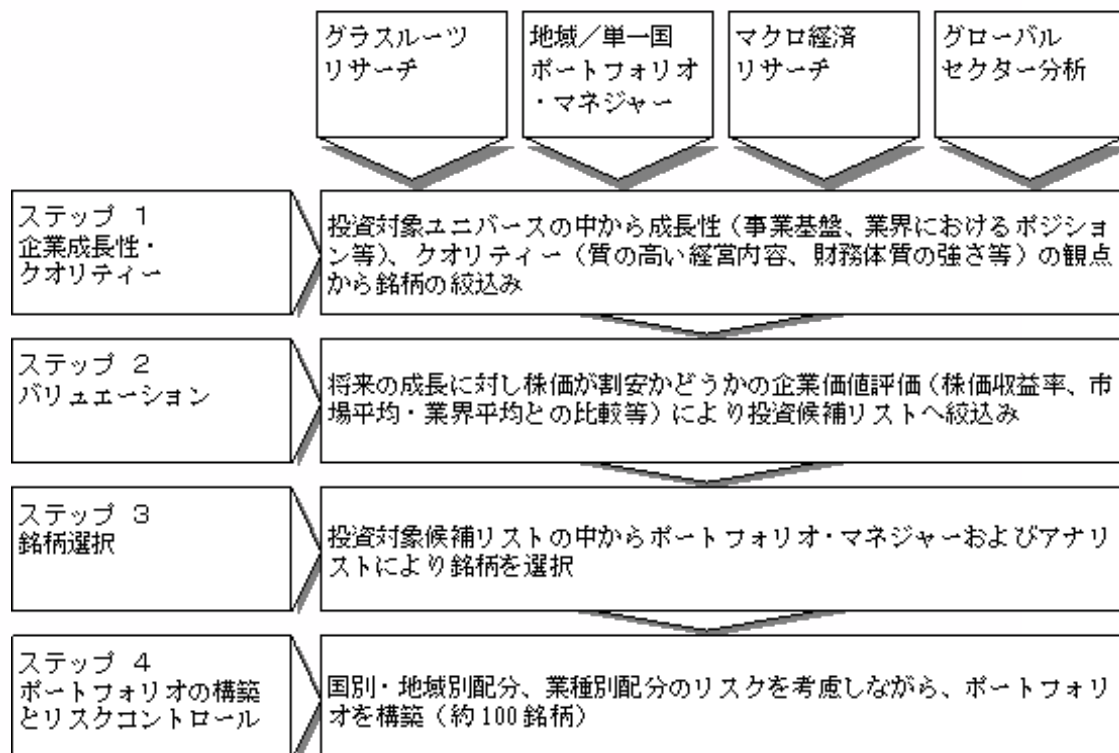
国際銘柄比較を重視したグローバル・ベースのボトムアップ・リサーチ（企業調査）に付加価値の源泉を求め、成長性を持ちかつクオリティーの高い銘柄に投資します。

)成長性（事業基盤、業界におけるポジション等）、クオリティー（質の高い経営内容、財務体質の強さ等）に着目し、投資対象銘柄の絞込みをします。

)将来の成長に対し、株価が割安かどうかの企業価値評価（株価収益率、市場平均・業界平均との比較等）を行い、投資候補リストへの絞込みをします。

)投資候補リストの中から、国別・地域別配分、業種別配分のリスクを考慮しながら、ポートフォリオを構築します。

運用プロセスの概要



国際銘柄比較を重視したグローバル・ベースのボトムアップ・リサーチ（企業調査）に付加価値の源泉を求め、成長性を持ちかつクオリティーの高い銘柄に投資します。

- 成長性（事業基盤、業界におけるポジション等）、クオリティー（質の高い経営内容、財務体質の強さ等）に着目し、投資対象銘柄の絞込みをします。
- 将来の成長に対し、株価が割安かどうかの企業価値評価（株価収益率、市場平均・業界平均との比較等）を行い、投資候補リストへの絞込みをします。
- 投資候補リストの中から、国別・地域別配分、業種別配分のリスクを考慮しながら、ポートフォリオを構築します。

銘柄選定にあたってはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析に注力したグローバル リサーチと、その補完的役割を果たすグラスルーツ リサーチを活用して、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視します。

グラスルーツ リサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行うアライアンス・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点で競争環境や事業の発展など、現在及び将来の投資に影響を与える重要な情報収集を捉えることを目的とします。

株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

(3) 投資制限

株式への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

信用取引を行います。

有価証券先物取引等を行います。

スワップ取引を行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。

金利先渡取引および為替先渡取引を行います。

「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

シティグループ世界国債インデックスに採用されている国（構成国については定期的な見直しにより変更になる場合があります。）を主な投資対象国とします。

ファンドはインデックス構成国を主要投資対象国としますが、常に投資対象国全てに投資するものではありません。

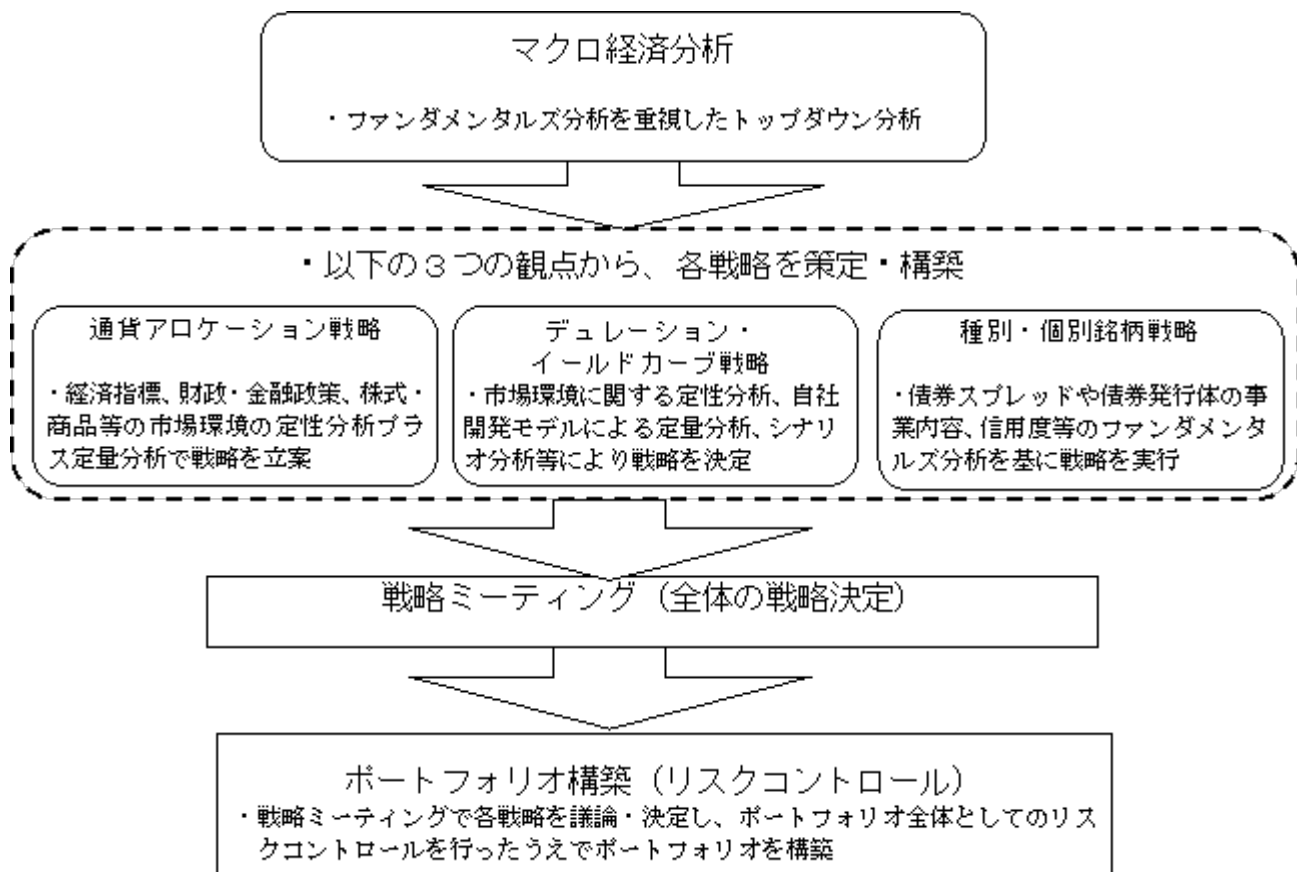
なお、ファンドは、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしますが、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。また、ベンチマークは今後見直す場合があります。

シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付機関によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

格付けとは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（格付会社）が評価した意見です。格付けが高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては格付けが高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付けが高い債券ほど利回りは低く、格付けが低い債券ほど利回りは高くなります。

運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

(3) 投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等を行います。

スワップ取引を行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。

金利先渡取引および為替先渡取引を行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。)

ハ．約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

二．金銭債権

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」および「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」の各受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券(短期社債等を除く)に投資することを指図しません。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6．特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15．外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16．オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17．預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18．外国の者が発行する譲渡性預金証書
- 19．指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20．抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22．外国の者に対する権利で上記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、上記12.ならびに17.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から6.までの証券および上記12.ならびに17.の証券または証書のうち上記2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1．預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記「1.から4.」までの金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

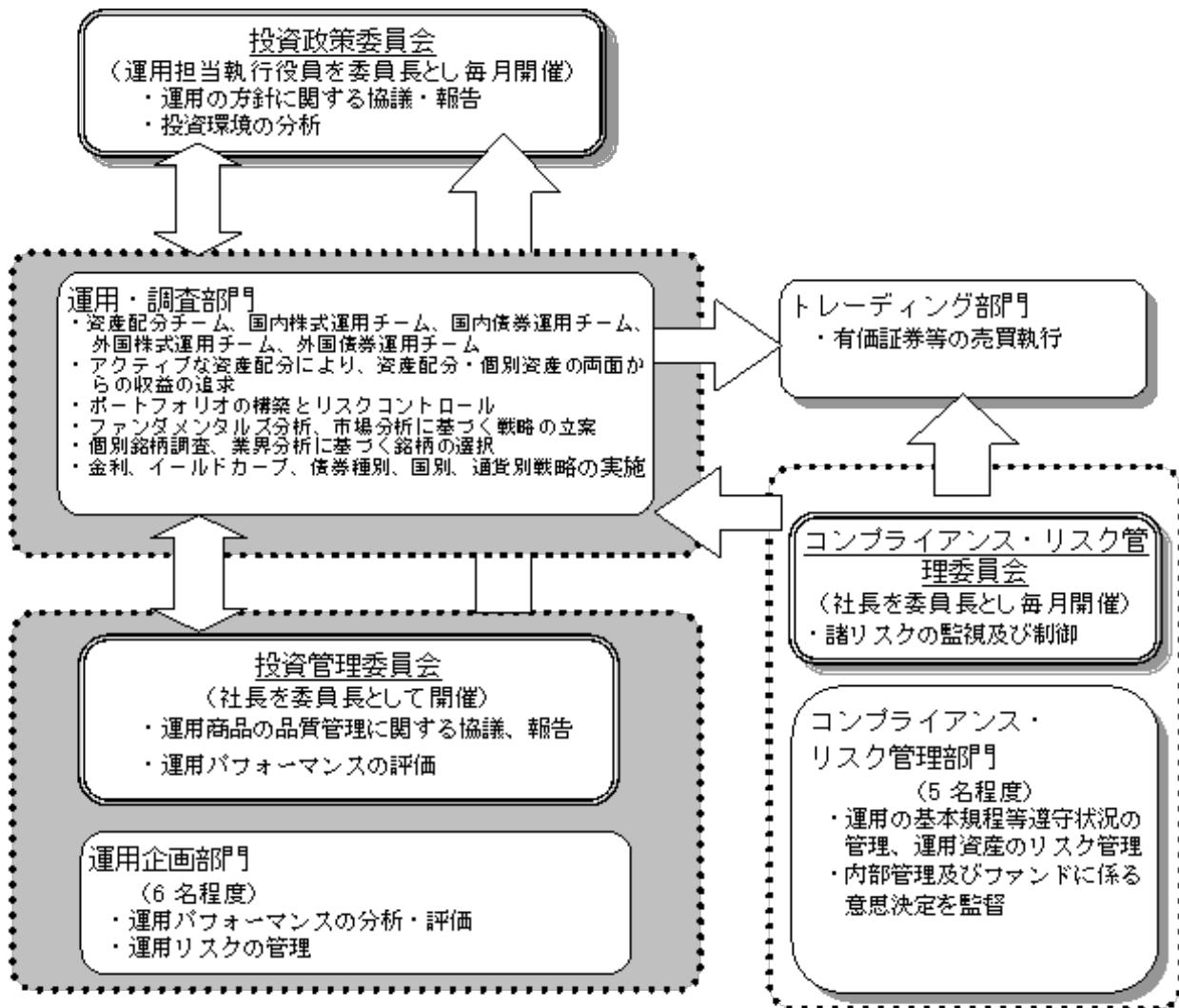
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



● ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。

● ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

< 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎年1回（4月10日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行います。なお、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

株式への投資制限（約款 運用の基本方針）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます。以下同じ。

外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等の投資制限（約款第17条第4項）

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

投資信託証券の投資制限（約款第17条第5項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

投資する株式等の範囲（約款第19条）

1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲（約款第20条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
2. 上記の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第21条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第23条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価

するものとします。

4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第24条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の および の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

2. 上記 および に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲（約款第25条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。

公社債の借入れ（約款第26条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。
4. 上記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

外国為替予約取引の指図（約款第28条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 上記の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託

財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

3. 上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

4. 上記2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

資金の借入れ(約款第35条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

)一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

)再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

)借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

4. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

5. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<法律等で規制される投資制限>

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスクと留意点

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、株式や債券(公社債)など値動きのある証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

1. 値動きの主な要因

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

債券価格変動リスク

債券(公社債等)の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

2. その他のリスク・留意点

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

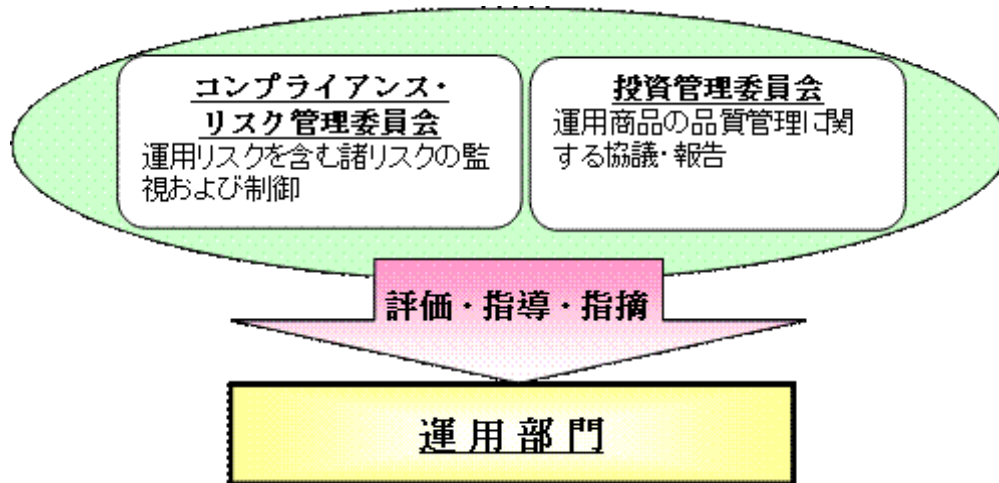
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

4 【手数料等及び税金】**(1) 【申込手数料】**

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.1%（税抜2.0%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合せください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から0.2%の信託財産留保額を控除した額とします。

「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.575%（税抜1.50%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.575% (税抜1.50%)	0.756% (税抜0.72%)	0.735% (税抜0.70%)	0.084% (税抜0.08%)

「税抜」における税とは、消費税相当額をいいます。

上記信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託会社が立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用等は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

1)個人、法人別の課税の取扱いについて

1.個人の受益者に対する課税

<収益分配金（普通分配金）に対する課税>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

期間	税率
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%、地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

<一部解約時および償還時に対する課税>

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

期間	税率
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%、地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

<損益通算について>

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

2.法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

期間	税率
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7.147%）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税15.315%）

2)個別元本方式について

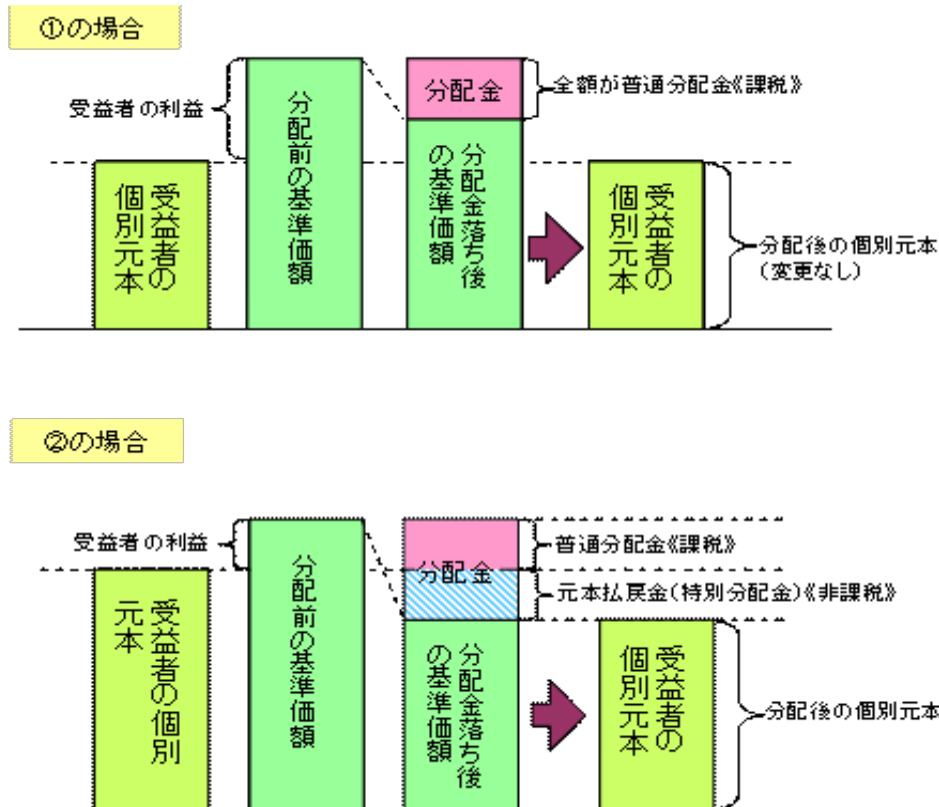
- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

3) 収益分配金の課税について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用対象外です。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です（平成26年1月1日以降）。

< 少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合 >

少額投資非課税制度は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。

ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は平成25年5月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券	141,400,567	36.89
明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券	13,514,706	3.53
明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド受益証券	88,585,676	23.11
明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券	66,997,929	17.48
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド受益証券	68,878,183	17.97
小 計	379,377,061	98.97
コール・ローン、その他資産(負債控除後)	3,951,832	1.03
合 計(純資産総額)	383,328,893	100.00

(参考) マザーファンドの投資状況

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国 名	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	日 本	3,693,467,700	98.21
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		67,216,991	1.79
合 計(純資産総額)		3,760,684,691	100.00

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国 名	時価合計(円)	投資比率(%)
株 式	日 本	411,375,300	96.37
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		15,476,484	3.63
合 計(純資産総額)		426,851,784	100.00

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国 名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	3,194,176,130	57.19
社債券	日本	1,411,096,000	25.26
	韓国	402,840,000	7.21
	アメリカ	102,949,000	1.84
	オランダ	99,972,000	1.79
地方債証券	日本	106,551,000	1.91
特殊債券	韓国	100,644,000	1.80
	日本	56,193,429	1.01
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		111,011,865	1.99
合 計(純資産総額)		5,585,433,424	100.00

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	2,849,182,652	60.53
	イギリス	496,421,910	10.55
	ドイツ	247,556,232	5.26
	スイス	223,630,728	4.75
	フランス	208,888,784	4.44
	カナダ	169,061,598	3.59
	中国	79,428,312	1.69
	オーストラリア	77,156,108	1.64
	香港	59,432,175	1.26
	オランダ	52,478,380	1.11
	オーストリア	51,243,762	1.09
	スウェーデン	46,310,880	0.98
	アイルランド	39,462,901	0.84
	イタリア	25,047,327	0.53
	ノルウェー	13,192,593	0.28
	スペイン	11,977,745	0.25
小計		4,650,472,087	98.80
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		56,526,952	1.20
合計（純資産額）		4,706,999,039	100.00

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	9,008,614,748	21.43
	イタリア	4,296,600,708	10.22
	イギリス	2,778,697,395	6.61
	スペイン	2,700,147,241	6.42
	ベルギー	2,352,397,474	5.60
	フランス	2,298,263,919	5.47
	ドイツ	2,190,613,195	5.21
	オランダ	1,430,577,039	3.40
	ポーランド	1,344,450,510	3.20
	メキシコ	614,421,906	1.46
	オーストリア	452,171,496	1.08
	フィンランド	422,483,136	1.00
	デンマーク	347,351,093	0.83
	マレーシア	271,777,876	0.65
	スウェーデン	259,928,438	0.62
	南アフリカ	251,397,282	0.60
	スイス	160,353,443	0.38
	シンガポール	134,143,380	0.32
オーストラリア	51,347,832	0.12	
小計		31,365,738,111	74.60
地方債証券	カナダ	1,113,876,578	2.65
特殊債券	国際機関	4,015,682,676	9.55
	オーストリア	1,243,603,380	2.96
	ドイツ	925,918,416	2.20
	オランダ	914,262,480	2.17
	フランス	849,810,820	2.02
オーストラリア	564,774,551	1.34	
小計		8,514,052,323	20.25
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		1,049,279,829	2.50
合計（純資産総額）		42,042,946,841	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1. 上位銘柄

順位	銘柄名	国名/業種 種類	数量(口)	簿価単価/ 簿価額(円)	評価単価/ 評価額(円)	投資 比率 (%)
1	明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	178,761,779	0.7639 136,556,123	0.7910 141,400,567	36.89
2	明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	71,630,692	1.2542 89,839,214	1.2367 88,585,676	23.11
3	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	36,084,547	1.9034 68,684,774	1.9088 68,878,183	17.97
4	明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	52,089,822	1.1973 62,367,144	1.2862 66,997,929	17.48
5	明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	10,347,375	1.2476 12,909,386	1.3061 13,514,706	3.53

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.97
合計	98.97

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資資産

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	35,800	5,432.23	194,473,834	6,010.00	215,158,000	5.72
2	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	365,000	541.12	197,508,800	545.00	198,925,000	5.29
3	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	42,800	4,456.50	190,738,200	4,055.00	173,554,000	4.61
4	日本	株式	KDDI	情報・通信業	36,500	4,151.54	151,531,210	4,610.00	168,265,000	4.47
5	日本	株式	三菱UFJフィナンシャルグループ	銀行業	278,400	651.09	181,263,456	595.00	165,648,000	4.40
6	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	31,800	4,346.33	138,213,294	5,170.00	164,406,000	4.37
7	日本	株式	T&Dホールディングス	保険業	124,200	1,077.65	133,844,130	1,258.00	156,243,600	4.15
8	日本	株式	日立製作所	電気機器	205,000	595.26	122,028,300	700.00	143,500,000	3.82
9	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	34,200	3,860.52	132,029,784	3,830.00	130,986,000	3.48
10	日本	株式	TOTO	ガラス・土石製品	113,000	881.00	99,553,000	1,060.00	119,780,000	3.19
11	日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	132,000	638.00	84,216,000	775.00	102,300,000	2.72
12	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	28,700	3,695.25	106,053,675	3,505.00	100,593,500	2.67
13	日本	株式	リコー	電気機器	80,000	1,193.00	95,440,000	1,210.00	96,800,000	2.57
14	日本	株式	東芝	電気機器	198,000	539.98	106,916,040	488.00	96,624,000	2.57
15	日本	株式	マツダ	輸送用機器	238,000	314.22	74,784,360	404.00	96,152,000	2.56
16	日本	株式	しまむら	小売業	7,200	12,240.00	88,128,000	11,620.00	83,664,000	2.22
17	日本	株式	三井物産	卸売業	64,100	1,315.00	84,291,500	1,291.00	82,753,100	2.20
18	日本	株式	三菱マテリアル	非鉄金属	245,000	263.00	64,435,000	329.00	80,605,000	2.14
19	日本	株式	東レ	繊維製品	114,000	676.00	77,064,000	704.00	80,256,000	2.13
20	日本	株式	花王	化学	25,000	3,320.28	83,007,000	3,180.00	79,500,000	2.11
21	日本	株式	良品計画	小売業	9,800	8,638.44	84,656,713	7,570.00	74,186,000	1.97
22	日本	株式	東急不動産	不動産業	77,000	1,185.00	91,245,000	943.00	72,611,000	1.93
23	日本	株式	オリックス	その他金融業	50,400	1,382.00	69,652,800	1,379.00	69,501,600	1.85
24	日本	株式	日立金属	鉄鋼	58,000	922.00	53,476,000	1,062.00	61,596,000	1.64
25	日本	株式	積水ハウス	建設業	46,000	1,434.89	66,004,940	1,329.00	61,134,000	1.63
26	日本	株式	JXホールディングス	石油・石炭製品	120,300	515.08	61,964,124	500.00	60,150,000	1.60
27	日本	株式	富士重工業	輸送用機器	24,000	1,741.00	41,784,000	2,349.00	56,376,000	1.50
28	日本	株式	三菱重工業	機械	88,000	636.00	55,968,000	632.00	55,616,000	1.48
29	日本	株式	旭硝子	ガラス・土石製品	72,000	699.00	50,328,000	734.00	52,848,000	1.41
30	日本	株式	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	122,000	498.00	60,756,000	428.00	52,216,000	1.39

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
株式	98.21
合計	98.21

3. 株式の業種別の投資比率

業 種 名	投資比率 (%)
輸送用機器	18.15
銀行業	10.41
電気機器	9.95
情報・通信業	8.85
小売業	8.11
保険業	5.52
電気・ガス業	5.29
機械	5.07
ガラス・土石製品	4.59
化学	3.35
不動産業	2.34
卸売業	2.30
非鉄金属	2.14
繊維製品	2.13
建設業	2.09
その他金融業	1.85
鉄鋼	1.64
石油・石炭製品	1.60
ゴム製品	1.02
医薬品	0.98
陸運業	0.85
合 計	98.21

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	テイ・エス テック	輸送用機器	3,700	2,725.00	10,082,500	3,220.00	11,914,000	2.79
2	日本	株式	日本農薬	化学	10,000	812.00	8,120,000	987.00	9,870,000	2.31
3	日本	株式	小森コーポレーション	機械	7,900	1,143.43	9,033,140	1,213.00	9,582,700	2.24
4	日本	株式	アンリツ	電気機器	6,800	1,427.00	9,703,600	1,393.00	9,472,400	2.22
5	日本	株式	日機装	精密機器	7,000	1,316.00	9,212,000	1,342.00	9,394,000	2.20
6	日本	株式	竹内製作所	機械	4,000	2,254.00	9,016,000	2,309.00	9,236,000	2.16
7	日本	株式	朝日インテック	精密機器	1,700	5,400.00	9,180,000	5,360.00	9,112,000	2.13
8	日本	株式	日本M&Aセンター	サービス業	1,600	4,715.00	7,544,000	5,440.00	8,704,000	2.04
9	日本	株式	沖電気工業	電気機器	45,000	229.36	10,321,229	193.00	8,685,000	2.03
10	日本	株式	アークランドサービス	小売業	3,800	2,194.00	8,337,200	2,263.00	8,599,400	2.01
11	日本	株式	インターネットイニシアティブ	情報・通信業	2,500	3,835.00	9,587,500	3,425.00	8,562,500	2.01
12	日本	株式	ジェイエイシーリクルートメント	サービス業	2,600	2,848.16	7,405,241	3,185.00	8,281,000	1.94
13	日本	株式	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	証券・商品先物取引業	11,600	832.00	9,651,200	705.00	8,178,000	1.92
14	日本	株式	カヤバ工業	輸送用機器	14,000	469.00	6,566,000	577.00	8,078,000	1.89
15	日本	株式	全国保証	その他金融業	2,400	3,875.00	9,300,000	3,345.00	8,028,000	1.88
16	日本	株式	愛知製鋼	鉄鋼	17,000	376.21	6,395,570	464.00	7,888,000	1.85
17	日本	株式	リゾートトラスト	サービス業	2,800	3,246.10	9,089,089	2,713.00	7,596,400	1.78
18	日本	株式	安川電機	電気機器	6,000	1,051.00	6,306,000	1,259.00	7,554,000	1.77
19	日本	株式	前田建設工業	建設業	17,000	429.13	7,295,210	444.00	7,548,000	1.77
20	日本	株式	フロイント産業	機械	3,900	1,656.00	6,458,400	1,892.00	7,378,800	1.73
21	日本	株式	パラマウントベッドホールディングス	その他製品	2,200	3,895.00	8,569,000	3,315.00	7,293,000	1.71
22	日本	株式	タダノ	機械	6,000	971.86	5,831,169	1,205.00	7,230,000	1.69
23	日本	株式	エイチ・ツー・オー リテイリング	小売業	8,000	1,076.00	8,608,000	881.00	7,048,000	1.65
24	日本	株式	静岡瓦斯	電気・ガス業	9,500	752.00	7,144,000	731.00	6,944,500	1.63
25	日本	株式	ニチハ	ガラス・土石製品	4,700	1,449.00	6,810,300	1,449.00	6,810,300	1.60
26	日本	株式	ショーボンドホールディングス	建設業	1,800	3,545.00	6,381,000	3,750.00	6,750,000	1.58
27	日本	株式	アイダエンジニアリング	機械	8,800	781.00	6,872,800	762.00	6,705,600	1.57
28	日本	株式	カカココム	サービス業	2,700	2,440.00	6,588,000	2,454.00	6,625,800	1.55
29	日本	株式	伊藤ハム	食料品	15,000	421.00	6,315,000	441.00	6,615,000	1.55
30	日本	株式	プレス工業	輸送用機器	13,000	469.00	6,097,000	499.00	6,487,000	1.52

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
株式	96.37
合計	96.37

3. 株式の業種別の投資比率

業 種 名	投資比率（％）
サービス業	18.38
機械	14.81
電気機器	9.27
小売業	6.24
輸送用機器	6.20
化学	6.19
建設業	4.72
精密機器	4.34
情報・通信業	3.54
その他金融業	3.20
鉄鋼	3.17
その他製品	2.73
食料品	2.58
金属製品	2.27
証券、商品先物取引業	1.92
電気・ガス業	1.63
ガラス・土石製品	1.60
不動産業	1.50
医薬品	1.15
非鉄金属	0.94
合 計	96.37

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿 価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還 期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第309回利付国債10年	637,000,000	104.27	664,228,560	103.23	657,632,430	1.1	2020/6/20	11.77
2	日本	国債証券	第102回利付国債5年	390,000,000	100.20	390,807,300	100.21	390,819,000	0.3	2016/12/20	7.00
3	日本	社債券	第40回野村ホールディングス 無担保社債	200,000,000	100.44	200,890,000	100.55	201,104,000	1.249	2020/2/26	3.60
4	日本	国債証券	第82回利付国債20年	175,000,000	115.49	202,112,750	112.29	196,507,500	2.1	2025/9/20	3.52
5	日本	国債証券	第140回利付国債20年	126,000,000	105.71	133,200,900	101.47	127,857,240	1.7	2032/9/20	2.29
6	日本	社債券	第7回みずほコーポレート銀行	100,000,000	110.91	110,918,000	110.13	110,136,000	2.5	2019/6/3	1.97
7	日本	地方債証券	第304回大阪府公募公債	100,000,000	106.89	106,891,000	106.55	106,551,000	1.98	2017/7/28	1.91
8	日本	社債券	第11回りそな銀行	100,000,000	106.29	106,295,000	105.13	105,130,000	1.78	2022/3/15	1.88
9	日本	国債証券	第106回利付国債5年	104,000,000	99.42	103,405,120	99.55	103,536,160	0.2	2017/9/20	1.85
10	アメリカ	社債券	第2回ジェー・ピー・モルガン ・チェース円貨社債	100,000,000	102.88	102,884,000	102.94	102,949,000	1.93	2015/11/10	1.84
11	日本	国債証券	第87回利付国債5年	102,000,000	100.57	102,589,560	100.57	102,581,400	0.5	2014/12/20	1.84
12	日本	国債証券	第95回利付国債5年	100,000,000	101.20	101,200,000	101.18	101,180,000	0.6	2016/3/20	1.81
13	韓国	社債券	第1回新韓銀行円貨社債	100,000,000	101.01	101,019,000	100.92	100,921,000	1.32	2014/7/17	1.81
14	韓国	社債券	第5回八ナ銀行円貨社債	100,000,000	100.99	100,995,000	100.90	100,904,000	1.27	2014/8/6	1.81
15	日本	社債券	第153回オリックス無担保社 債	100,000,000	100.84	100,842,000	100.86	100,861,000	0.78	2016/9/5	1.81
16	韓国	社債券	第4回ウリィ銀行円貨社債	100,000,000	100.92	100,928,000	100.84	100,842,000	1.29	2014/7/23	1.81
17	韓国	特殊債券	第9回韓国輸出入銀行円貨債券	100,000,000	100.72	100,725,000	100.64	100,644,000	1.11	2014/5/27	1.80
18	日本	社債券	第163回オリックス無担保社 債	100,000,000	100.42	100,421,000	100.52	100,522,000	0.746	2017/8/7	1.80
19	日本	社債券	第42回ソフトバンク無担保社 債	100,000,000	99.53	99,532,000	100.36	100,365,000	1.467	2017/3/1	1.80
20	日本	社債券	第495回中部電力（一般担保 付）	100,000,000	100.13	100,130,000	100.23	100,237,000	0.638	2016/6/24	1.79
21	韓国	社債券	第4回韓国政策金融公社円貨社 債	100,000,000	100.17	100,176,000	100.17	100,173,000	0.58	2014/12/18	1.79
22	日本	社債券	第489回関西電力（一般担保 付）	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,006,000	0.792	2016/4/25	1.79
23	オランダ	社債券	第20回ラボバンク・ネダーラ ンド円貨社債	100,000,000	100.00	100,000,000	99.97	99,972,000	0.487	2016/5/24	1.79
24	日本	社債券	第22回日産フィナンシャル サービス株式会社無担保社債	100,000,000	99.64	99,643,000	99.67	99,670,000	0.271	2015/12/21	1.78
25	日本	社債券	第68回新日本製鉄無担保社債	100,000,000	100.43	100,438,000	99.17	99,178,000	1.109	2021/9/17	1.78
26	日本	国債証券	第306回利付国債10年	94,000,000	105.29	98,979,180	105.39	99,068,480	1.4	2020/3/20	1.77
27	日本	社債券	第467回東北電力（一般担保 付）	100,000,000	99.94	99,944,000	98.80	98,802,000	1.095	2020/4/24	1.77
28	日本	国債証券	第307回利付国債10年	94,000,000	104.63	98,357,840	104.73	98,453,720	1.3	2020/3/20	1.76
29	日本	社債券	第47回日立キャピタル無担保 社債	100,000,000	100.00	100,000,000	97.77	97,778,000	0.874	2023/3/20	1.75
30	日本	社債券	第20回大林組無担保社債	100,000,000	100.00	100,000,000	97.30	97,307,000	0.97	2023/5/9	1.74

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	57.19
社債券	36.11
特殊債券	2.81
地方債証券	1.91
合計	98.01

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	10,400	9,565.55	99,481,794	9,351.05	97,250,978	2.07
2	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	21,900	3,789.19	82,983,282	4,173.67	91,403,482	1.94
3	アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	11,400	8,012.44	91,341,863	7,660.33	87,327,850	1.86
4	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	29,500	2,945.34	86,887,819	2,858.33	84,320,882	1.79
5	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	23,650	2,995.93	70,853,976	3,544.33	83,823,532	1.78
6	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	12,100	7,111.99	86,055,121	6,862.72	83,039,020	1.76
7	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	8,900	8,981.74	79,937,562	9,317.66	82,927,229	1.76
8	ドイツ	株式	BAYER AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7,400	10,599.02	78,432,801	11,041.09	81,704,089	1.74
9	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,730	43,201.83	74,739,176	45,691.87	79,046,945	1.68
10	アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア	11,700	5,983.78	70,010,286	6,541.28	76,533,057	1.63
11	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	820	78,682.62	64,519,754	88,103.49	72,244,867	1.53
12	イギリス	株式	JOHNSON MATTHEY PLC	素材	16,700	3,507.94	58,582,701	3,996.31	66,738,483	1.42
13	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	13,400	4,994.24	66,922,880	4,965.91	66,543,252	1.41
14	アメリカ	株式	AMERICAN EXPRESS CO	各種金融	8,200	6,598.95	54,111,468	7,703.84	63,171,530	1.34
15	アメリカ	株式	UNITED TECHNOLOGIES CORP	資本財	6,300	9,556.45	60,205,641	9,709.23	61,168,166	1.30
16	アメリカ	株式	CITIGROUP INC	各種金融	11,250	4,440.79	49,958,889	5,389.85	60,635,909	1.29
17	アメリカ	株式	MONSANTO CO	素材	5,700	10,650.20	60,706,178	10,620.86	60,538,928	1.29
18	スイス	株式	CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	耐久消費財・アパレル	6,500	7,546.88	49,054,723	9,190.96	59,741,275	1.27
19	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	132,400	426.73	56,499,383	448.88	59,432,175	1.26
20	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	10,470	4,925.44	51,569,381	5,627.63	58,921,302	1.25
21	イギリス	株式	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	家庭用品・パーソナル用品	7,950	7,055.94	56,094,786	7,399.50	58,826,039	1.25
22	カナダ	株式	BANK OF NOVA SCOTIA	銀行	10,100	5,632.01	56,883,330	5,814.60	58,727,551	1.25
23	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	24,300	2,333.21	56,697,022	2,387.84	58,024,706	1.23
24	アメリカ	株式	US BANCORP	銀行	16,100	3,408.75	54,880,942	3,594.92	57,878,298	1.23
25	アメリカ	株式	DANAHER CORP	資本財	9,100	6,125.43	55,741,478	6,323.75	57,546,125	1.22
26	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	16,400	3,342.98	54,824,990	3,474.52	56,982,147	1.21
27	アメリカ	株式	COLGATE-PALMOLIVE CO	家庭用品・パーソナル用品	9,200	5,931.67	54,571,433	6,033.36	55,506,943	1.18
28	イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	181,500	288.09	52,288,734	297.33	53,966,447	1.15
29	フランス	株式	PERNOD-RICARD SA	食品・飲料・タバコ	4,320	12,450.42	53,785,840	12,470.21	53,871,350	1.14
30	イギリス	株式	BG GROUP PLC	エネルギー	28,600	1,741.64	49,811,141	1,871.82	53,534,309	1.14

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
株式	98.80
合計	98.80

3. 株式の業種別の投資比率

業種名	投資比率(%)
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.63
エネルギー	9.06
資本財	8.84
素材	7.60
各種金融	6.87
銀行	6.73
食品・飲料・タバコ	6.51

ソフトウェア・サービス	6.08
電気通信サービス	4.28
家庭用品・パーソナル用品	4.06
保険	3.39
公益事業	3.32
耐久消費財・アパレル	3.15
消費者サービス	3.09
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.82
小売	2.62
ヘルスケア機器・サービス	2.42
メディア	2.11
半導体・半導体製造装置	2.00
食品・生活必需品小売り	1.48
自動車・自動車部品	1.02
運輸	0.97
商業・専門サービス	0.74
合計	98.80

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	イタリア	国債証券	BTPS 4.75%	12,200,000	14,072.21	1,716,810,156	14,212.09	1,733,875,224	4.75	2017/5/1	4.12
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.25%	12,760,000	12,836.70	1,637,963,762	12,086.26	1,542,207,693	4.25	2040/11/15	3.67
3	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 4%	10,700,000	13,675.02	1,463,228,167	13,666.43	1,462,308,801	4	2015/7/30	3.48
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.75%	12,900,000	11,202.21	1,445,085,174	10,993.04	1,418,103,314	2.75	2019/2/15	3.37
5	イタリア	国債証券	BTPS 2.75%	10,500,000	13,381.43	1,405,050,698	13,466.51	1,413,984,390	2.75	2015/12/1	3.36
6	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.25%	9,250,000	15,432.72	1,427,526,785	15,283.60	1,413,733,666	4.25	2017/7/4	3.36
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.625%	13,000,000	10,105.58	1,313,725,863	10,012.86	1,301,672,801	0.625	2017/9/30	3.10
8	オーストリア	特殊債券	OESTER KONTROLBK 1.75%	12,000,000	10,402.31	1,248,277,896	10,363.36	1,243,603,380	1.75	2015/10/5	2.96
9	イギリス	国債証券	TREASURY 1.75%	7,550,000	16,154.57	1,219,670,604	16,018.23	1,209,376,700	1.75	2017/1/22	2.88
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.25%	11,210,000	10,765.55	1,206,818,379	10,709.27	1,200,509,236	4.25	2014/11/15	2.86
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2%	11,570,000	10,492.58	1,213,992,041	10,201.78	1,180,347,066	2	2022/2/15	2.81
12	カナダ	地方債証券	ONTARIO PROVINCE 4.4%	10,500,000	10,657.33	1,119,020,196	10,608.34	1,113,876,578	4.4	2016/3/8	2.65
13	ポーランド	国債証券	REP OF POLAND 3.375%	7,400,000	13,917.82	1,029,918,768	13,956.08	1,032,750,630	3.375	2024/7/9	2.46
14	ベルギー	国債証券	BELGIAN 3%	7,000,000	14,647.56	1,025,329,200	14,456.21	1,011,935,260	3	2019/9/28	2.41
15	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 5.4%	7,050,000	14,309.28	1,008,804,278	14,160.62	998,324,245	5.4	2023/1/31	2.37
16	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 0.75%	7,100,000	13,363.58	948,814,833	13,341.15	947,222,076	0.75	2015/4/15	2.25
17	国際機関	特殊債券	EURO BK RECON&DV 1.625%	9,000,000	10,398.77	935,889,705	10,360.83	932,474,880	1.625	2015/9/3	2.22
18	ドイツ	特殊債券	KFW 4.875%	8,000,000	11,667.06	933,365,264	11,573.98	925,918,416	4.875	2017/1/17	2.20
19	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 4.875%	8,000,000	11,620.52	929,641,840	11,524.40	921,952,160	4.875	2017/1/17	2.19
20	オランダ	特殊債券	BK NED GEMEENTEN 5.125%	8,000,000	11,539.57	923,166,320	11,428.28	914,262,480	5.125	2016/10/5	2.17
21	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 5.75%	4,790,000	19,557.79	936,818,217	18,890.07	904,834,544	5.75	2032/10/25	2.15
22	国際機関	特殊債券	COUNCIL OF EUROPE 5.125%	7,500,000	11,791.01	884,325,847	11,694.38	877,078,830	5.125	2017/4/20	2.09
23	フランス	特殊債券	CAISSE AMORT DET 5.25%	7,400,000	11,574.99	856,549,408	11,483.93	849,810,820	5.25	2016/11/2	2.02
24	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0307 3.25%	5,450,000	14,444.34	787,216,617	14,361.20	782,685,770	3.25	2016/9/28	1.86
25	イギリス	国債証券	TREASURY 4.25%	4,230,000	19,033.34	805,110,396	18,329.59	775,341,937	4.25	2040/12/7	1.84
26	イタリア	国債証券	BTPS 5%	5,400,000	13,164.50	710,883,299	13,607.71	734,816,620	5	2040/9/1	1.75
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.5%	6,040,000	11,488.55	693,908,603	11,326.62	684,128,256	3.5	2018/2/15	1.63
28	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.75%	3,050,000	20,407.61	622,432,227	19,660.72	599,651,972	4.75	2040/7/4	1.43
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1%	5,800,000	10,318.33	598,463,511	10,256.33	594,867,260	1	2016/8/31	1.41
30	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 5.125%	5,000,000	11,827.94	591,397,100	11,726.76	586,338,100	5.125	2017/5/30	1.39

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	74.60
特殊債券	20.25

地方債証券	2.65
合計	97.50

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

為替予約取引

銘柄	種類	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（％）
ドル	買建	1,975,232.67	201,748,882	199,834,289	0.48
メキシコペソ	売建	25,249,227.88	203,695,620	199,468,900	0.47

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期 別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期計算期間末（平成14年4月10日）	129,730,897	129,730,897	9,347	9,347
第2期計算期間末（平成15年4月10日）	166,073,094	166,073,094	8,076	8,076
第3期計算期間末（平成16年4月12日）	282,949,907	282,949,907	9,264	9,264
第4期計算期間末（平成17年4月11日）	427,772,661	427,772,661	9,408	9,408
第5期計算期間末（平成18年4月10日）	518,095,632	541,642,557	10,924	11,420
第6期計算期間末（平成19年4月10日）	591,813,621	618,533,639	10,989	11,485
第7期計算期間末（平成20年4月10日）	519,094,821	519,094,821	9,183	9,183
第8期計算期間末（平成21年4月10日）	415,624,183	415,624,183	7,093	7,093
第9期計算期間末（平成22年4月12日）	480,689,580	480,689,580	8,207	8,207
第10期計算期間末（平成23年4月11日）	417,865,766	417,865,766	7,876	7,876
第11期計算期間末（平成24年4月10日）	373,468,632	373,468,632	7,749	7,749
第12期計算期間末（平成25年4月10日）	395,032,025	395,032,025	9,637	9,637

	純資産総額（円）	1万口当たり純資産額（円）
平成24年5月末日	347,658,906	7,258
平成24年6月末日	356,638,469	7,448
平成24年7月末日	352,806,162	7,433
平成24年8月末日	346,742,476	7,422
平成24年9月末日	345,716,925	7,513
平成24年10月末日	344,626,670	7,545
平成24年11月末日	351,150,243	7,765
平成24年12月末日	362,415,866	8,149
平成25年1月末日	379,160,135	8,699
平成25年2月末日	377,769,211	8,812
平成25年3月末日	377,437,129	9,168
平成25年4月末日	390,868,260	9,816
平成25年5月末日	383,328,893	9,860

【分配の推移】

	1万口当たり税込み分配金（円）
第1期計算期間（平成13年4月11日から平成14年4月10日まで）	0
第2期計算期間（平成14年4月11日から平成15年4月10日まで）	0
第3期計算期間（平成15年4月11日から平成16年4月12日まで）	0
第4期計算期間（平成16年4月13日から平成17年4月11日まで）	0
第5期計算期間（平成17年4月12日から平成18年4月10日まで）	500
第6期計算期間（平成18年4月11日から平成19年4月10日まで）	500
第7期計算期間（平成19年4月11日から平成20年4月10日まで）	0
第8期計算期間（平成20年4月11日から平成21年4月10日まで）	0
第9期計算期間（平成21年4月11日から平成22年4月12日まで）	0
第10期計算期間（平成22年4月13日から平成23年4月11日まで）	0
第11期計算期間（平成23年4月12日から平成24年4月10日まで）	0
第12期計算期間（平成24年4月11日から平成25年4月10日まで）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期計算期間（平成13年4月11日から平成14年4月10日まで）	6.53
第2期計算期間（平成14年4月11日から平成15年4月10日まで）	13.60
第3期計算期間（平成15年4月11日から平成16年4月12日まで）	14.71
第4期計算期間（平成16年4月13日から平成17年4月11日まで）	1.55
第5期計算期間（平成17年4月12日から平成18年4月10日まで）	21.39
第6期計算期間（平成18年4月11日から平成19年4月10日まで）	5.14
第7期計算期間（平成19年4月11日から平成20年4月10日まで）	16.43
第8期計算期間（平成20年4月11日から平成21年4月10日まで）	22.76
第9期計算期間（平成21年4月11日から平成22年4月12日まで）	15.71
第10期計算期間（平成22年4月13日から平成23年4月11日まで）	4.03
第11期計算期間（平成23年4月12日から平成24年4月10日まで）	1.61
第12期計算期間（平成24年4月11日から平成25年4月10日まで）	24.36

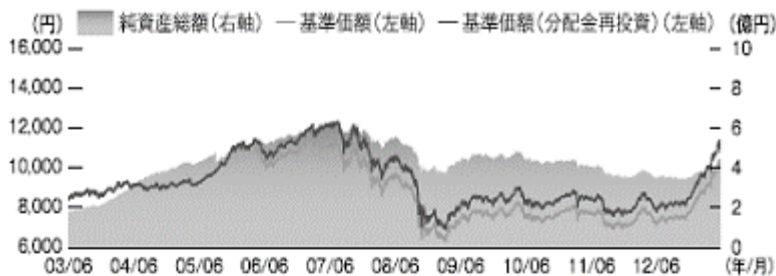
（注）収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

< 参考情報 >

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2013年5月31日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)は信託報酬控除後のものであり、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2013年4月	0円
2012年4月	0円
2011年4月	0円
2010年4月	0円
2009年4月	0円
設定来累計	1,000円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	9,860円
純資産総額	383百万円

主要な資産の状況

資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	36.89
明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	23.11
明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	17.48
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	17.97
明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド	3.53
その他の資産	1.03
合計(純資産総額)	100.00

組入資産上位銘柄(各マザーファンド)

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド			
銘柄名	業種	投資比率(%)	
1 トヨタ自動車	輸送用機器	5.72	
2 東京瓦斯	電気・ガス業	5.29	
3 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4.61	
4 KDDI	情報・通信業	4.47	
5 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.40	

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

銘柄名	利率(%)	償還期限	種類	投資比率(%)
1 第309回利付国債10年	1.1	2020年6月20日	国債証券	11.77
2 第102回利付国債5年	0.3	2016年12月20日	国債証券	7.00
3 第408回ホームロジック株債1.249	1.249	2020年2月26日	社債証券	3.60
4 第82回利付国債20年	2.1	2025年9月20日	国債証券	3.52
5 第140回利付国債20年	1.7	2032年9月20日	国債証券	2.29

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

銘柄名	国/地域	業種	投資比率(%)
1 PHILP MORRIS INTERNATIONAL	アメリカ	食品・飲料・タバコ	2.07
2 WELLS FARGO & CO	アメリカ	銀行	1.94
3 NEXTERA ENERGY INC	アメリカ	公益事業	1.86
4 PFIZER INC	アメリカ	製薬・バイオテクノロジー	1.79
5 MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.78

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

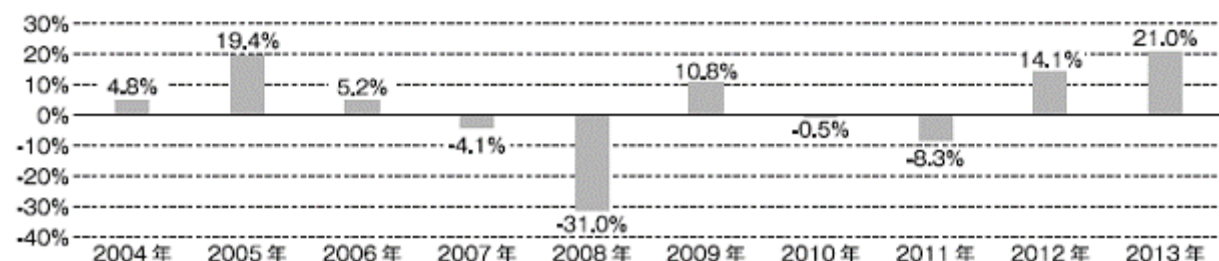
銘柄名	利率(%)	償還期限	通貨	国/地域	種類	投資比率(%)
1 BTPS 4.75%	4.75	2017年5月1日	ユーロ	イタリア	国債証券	4.12
2 US TREASURY N/B 4.25%	4.25	2040年11月15日	ドル	アメリカ	国債証券	3.67
3 SPANISH GOV'T 4%	4	2015年7月30日	ユーロ	スペイン	国債証券	3.48
4 US TREASURY N/B 2.75%	2.75	2018年2月15日	ドル	アメリカ	国債証券	3.37
5 BTPS 2.75%	2.75	2015年12月1日	ユーロ	イタリア	国債証券	3.36

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

銘柄名	業種	投資比率(%)
1 ティー・エス テック	輸送用機器	2.79
2 日本農業	化学	2.31
3 小森コーポレーション	機械	2.24
4 アンリツ	電気機器	2.22
5 日機装	精密機器	2.20

※各マザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※2013年は5月末までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間（平成13年4月11日から平成14年4月10日まで）	142,709,221	3,920,299
第2期計算期間（平成14年4月11日から平成15年4月10日まで）	76,639,175	9,800,799
第3期計算期間（平成15年4月11日から平成16年4月12日まで）	133,534,920	33,718,423
第4期計算期間（平成16年4月13日から平成17年4月11日まで）	211,449,357	62,191,170
第5期計算期間（平成17年4月12日から平成18年4月10日まで）	165,207,915	145,628,578
第6期計算期間（平成18年4月11日から平成19年4月10日まで）	170,098,684	105,804,757
第7期計算期間（平成19年4月11日から平成20年4月10日まで）	134,827,605	108,097,779
第8期計算期間（平成20年4月11日から平成21年4月10日まで）	103,844,065	83,204,837
第9期計算期間（平成21年4月11日から平成22年4月12日まで）	70,992,859	71,209,433
第10期計算期間（平成22年4月13日から平成23年4月11日まで）	48,247,152	103,423,476
第11期計算期間（平成23年4月12日から平成24年4月10日まで）	35,861,832	84,453,722
第12期計算期間（平成24年4月11日から平成25年4月10日まで）	27,542,524	99,599,539

設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1. 取得のお申込みの際には、販売会社取引口座を開設していただきます。

販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. 取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額（申込代金）を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

4. 申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.1%（税抜2.0%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合せください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

5. お申込単位は、販売会社が定める申込単位となります。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については1口単位とします。

6. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。

「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結する必要があります。

販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

分配金再投資コースで当ファンドの取得申込みをする場合であっても、販売会社によっては、分配金を定期的を受

け取るための定期引出契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結することにより、分配金を受け取ることができる場合があります。

7. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
8. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

2【換金（解約）手続等】

・信託の一部解約（解約請求制）

1. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
2. 一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から0.2%の信託財産留保額を控除した金額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

3. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
4. 換金手数料はありません。
5. ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。
自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
6. 一部解約の実行請求の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。
7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
8. 上記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記の規定に準じて計算された価額とします。
9. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

(2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年4月11日から翌年4月10日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

委託会社の事業および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を、計算期間終了後および償還時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。

その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページ

においても入手可能です。

公 告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<http://www.myam.co.jp/>
2. 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託銀行の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(4) 信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

(5) 帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間(平成24年4月11日から平成25年4月10日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

明治安田グローバルバランスオープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (平成24年4月10日現在)	第12期 (平成25年4月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,085,105	13,450,517
親投資信託受益証券	362,232,132	386,217,609
未収利息	23	11
流動資産合計	376,317,260	399,668,137
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	1,763,186
未払受託者報酬	151,424	152,719
未払委託者報酬	2,687,796	2,710,725
その他未払費用	9,408	9,482
流動負債合計	2,848,628	4,636,112
負債合計	2,848,628	4,636,112
純資産の部		
元本等		
元本	481,959,512	409,902,497
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	108,490,880	14,870,472
(分配準備積立金)	39,948,136	38,240,134
元本等合計	373,468,632	395,032,025
純資産合計	373,468,632	395,032,025
負債純資産合計	376,317,260	399,668,137

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第11期 (自平成23年4月12日 至平成24年4月10日)	第12期 (自平成24年4月11日 至平成25年4月10日)
営業収益		
受取利息	6,690	6,182
有価証券売買等損益	2,551,343	86,415,477
営業収益合計	2,544,653	86,421,659
営業費用		
受託者報酬	315,824	302,139
委託者報酬	5,605,849	5,362,830
その他費用	19,621	18,759
営業費用合計	5,941,294	5,683,728
営業利益又は営業損失()	8,485,947	80,737,931
経常利益又は経常損失()	8,485,947	80,737,931
当期純利益又は当期純損失()	8,485,947	80,737,931
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	3,672,417	3,648,561
期首剰余金又は期首欠損金()	112,685,636	108,490,880
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,150,373	22,564,356
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,150,373	22,564,356
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,142,087	6,033,318
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,142,087	6,033,318
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	108,490,880	14,870,472

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第12期 (自平成24年4月11日 至平成25年4月10日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第11期 (平成24年4月10日現在)	第12期 (平成25年4月10日現在)
1. 当該計算期間の末日における受 益権の総数	481,959,512口	409,902,497口
2. 投資信託財産の計算に関する規 則第55条の6第10号に規定する 額	元本の欠損 108,490,880円	元本の欠損 14,870,472円
3. 当該計算期間の末日における1 単位当たりの純資産の額	0.7749円	0.9637円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期 (自 平成23年 4月12日 至 平成24年 4月10日)			第12期 (自 平成24年 4月11日 至 平成25年 4月10日)		
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、101,141,226円 (10,000口当たり2,098円52銭)であり、分配金は0円として おります。			分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、92,289,967円 (10,000口当たり2,251円49銭)であり、分配金は0円として おります。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	1,800,693円	配当等収益額(費用控除後)	A	6,148,440円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	61,193,090円	収益調整金額	C	54,049,833円
分配準備積立金額	D	38,147,443円	分配準備積立金額	D	32,091,694円
分配対象額(A + B + C + D)	E	101,141,226円	分配対象額(A + B + C + D)	E	92,289,967円
期末受益権口数	F	481,959,512口	期末受益権口数	F	409,902,497口
10,000口当たりの分配対象額 (E ÷ F × 10,000)	G	2,098円 52銭	10,000口当たりの分配対象額 (E ÷ F × 10,000)	G	2,251円 49銭
10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭	10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭
分配金額(F × H ÷ 10,000)	I	-円	分配金額(F × H ÷ 10,000)	I	-円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

第12期 （自 平成24年 4月11日 至 平成25年 4月10日）	
1.	金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（4）附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどに晒されております。
3.	金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

第12期 （平成25年 4月10日現在）	
1.	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第11期 （平成24年 4月10日現在）	第12期 （平成25年 4月10日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	5,774,673	80,677,182
合計	5,774,673	80,677,182

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第11期 (平成24年4月10日現在)	第12期 (平成25年4月10日現在)
1. 期首元本額	530,551,402円	481,959,512円
期中追加設定元本額	35,861,832円	27,542,524円
期中一部解約元本額	84,453,722円	99,599,539円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	明治安田日本株式ポートフォリオ・マ ザーファンド	189,251,429	144,569,166	
親投資信託 受益証券	明治安田中小型株式ポートフォリオ・マ ザーファンド	11,240,763	14,023,975	
親投資信託 受益証券	明治安田外国債券ポートフォリオ・マ ザーファンド	30,592,177	58,054,774	
親投資信託 受益証券	明治安田日本債券ポートフォリオ・マ ザーファンド	73,656,953	92,380,550	
親投資信託 受益証券	明治安田外国株式ポートフォリオ・マ ザーファンド	64,469,343	77,189,144	
	合計	369,210,665	386,217,609	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券、「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券、「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券、「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券、「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

（1）貸借対照表

区分	（平成25年4月10日現在）
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	255,127
コール・ローン	48,727,779
株式	3,738,546,100
未収入金	88,824,793
未収配当金	31,355,650
未収利息	40
流動資産合計	3,907,709,489
資産合計	3,907,709,489
負債の部	
流動負債	
未払金	55,377,081
未払解約金	1,830,000
流動負債合計	57,207,081
負債合計	57,207,081
純資産の部	
元本等	
元本	5,040,651,799
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,190,149,391
元本等合計	3,850,502,408
純資産合計	3,850,502,408
負債純資産合計	3,907,709,489

（注） 明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンドの計算期間は、毎年4月19日から翌年4月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成25年4月10日現在における明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成24年4月11日 至 平成25年4月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成25年4月10日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	5,040,651,799口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 1,190,149,391円
3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.7639円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

（自 平成24年 4月11日 至 平成25年 4月10日）	
1．	金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2．	金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどに晒されております。
3．	金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

（平成25年 4月10日現在）	
1．	貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．	時価の算定方法 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3．	金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成25年 4月10日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	916,929,763
合計	916,929,763

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	(平成25年4月10日現在)	
1. 期首元本額		5,662,289,643円
期中追加設定元本額		707,956,361円
期中一部解約元本額		1,329,594,205円
平成25年4月10日現在における元本の内訳(注)	明治安田日本株式リサーチオープン	941,615,917円
	明治安田DC日本株式リサーチオープン	1,650,171,665円
	明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	529,107,879円
	明治安田グローバルバランスオープン	189,251,429円
	明治安田DCグローバルバランスオープン	481,717,097円
	明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	187,464,939円
	明治安田DCハートフルライフ(プラン50)	449,426,625円
	明治安田VA日本株式オープン(適格機関投資家私募)	324,429,505円
	明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	149,538,238円
	明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	137,928,505円
	合計	5,040,651,799円

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	大林組	35,000	580	20,300,000	
	積水ハウス	38,000	1,456	55,328,000	
	東レ	124,000	657	81,468,000	
	信越化学工業	7,400	6,210	45,954,000	
	花王	26,400	3,290	86,856,000	
	中外製薬	18,900	2,404	45,435,600	
	JXホールディングス	126,700	548	69,431,600	
	横浜ゴム	38,000	1,147	43,586,000	
	旭硝子	74,000	668	49,432,000	
	TOYO	122,000	901	109,922,000	
	日立金属	59,000	934	55,106,000	
	三菱マテリアル	258,000	291	75,078,000	
	小松製作所	17,200	2,390	41,108,000	
	クボタ	34,000	1,417	48,178,000	
	ダイキン工業	9,800	3,995	39,151,000	
	三菱重工業	93,000	631	58,683,000	
	日立製作所	214,000	585	125,190,000	
	東芝	207,000	518	107,226,000	
	日本電気	129,000	260	33,540,000	
	日本光電工業	10,900	3,480	37,932,000	
	リコー	82,000	1,147	94,054,000	
	いすゞ自動車	142,000	611	86,762,000	
	トヨタ自動車	37,800	5,330	201,474,000	
	マツダ	247,000	303	74,841,000	
	本田技研工業	36,100	3,825	138,082,500	
	富士重工業	24,000	1,589	38,136,000	
	東京瓦斯	385,000	517	199,045,000	
	東日本旅客鉄道	4,300	8,590	36,937,000	
	山九	200,000	415	83,000,000	
	フジ・メディア・ホールディングス	33	177,200	5,847,600	

	KDDI	38,300	4,115	157,604,500	
	ソフトバンク	36,000	4,660	167,760,000	
	丸紅	5,000	712	3,560,000	
	三井物産	67,800	1,336	90,580,800	
	サンリオ	13,000	4,665	60,645,000	
	セブン&アイ・ホールディングス	30,100	3,605	108,510,500	
	コメリ	18,500	2,869	53,076,500	
	しまむら	7,400	12,340	91,316,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	291,100	655	190,670,500	
	三井住友トラスト・ホールディングス	132,000	524	69,168,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	44,800	4,620	206,976,000	
	東京海上ホールディングス	17,900	3,090	55,311,000	
	T&Dホールディングス	111,800	985	110,123,000	
	オリックス	53,300	1,400	74,620,000	
	東急不動産	80,000	1,155	92,400,000	
	イオンモール	5,800	3,300	19,140,000	
小計		3,753,333		3,738,546,100	
合計				3,738,546,100	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成25年4月10日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	8,911,801
株式	388,774,480
未収入金	5,873,735
未収配当金	3,211,310
未収利息	7
流動資産合計	406,771,333
資産合計	406,771,333
負債の部	
流動負債	
未払金	4,661,128
流動負債合計	4,661,128
負債合計	4,661,128
純資産の部	
元本等	
元本	322,309,948
剰余金	
剰余金又は欠損金()	79,800,257
元本等合計	402,110,205
純資産合計	402,110,205
負債純資産合計	406,771,333

(注) 明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンドの計算期間は、毎年4月19日から翌年4月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成25年4月10日現在における明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自平成24年4月11日 至平成25年4月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	（平成25年4月10日現在）
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	322,309,948口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.2476円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

（自平成24年4月11日 至平成25年4月10日）	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

（平成25年4月10日現在）	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成25年4月10日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	104,051,482
合計	104,051,482

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	(平成25年4月10日現在)	
1. 期首元本額		372,417,424円
期中追加設定元本額		45,776,820円
期中一部解約元本額		95,884,296円
平成25年4月10日現在における元本の内訳(注)	明治安田DC中小型株式オープン	23,930,265円
	明治安田日本株式リサーチオープン	55,591,438円
	明治安田DC日本株式リサーチオープン	97,160,486円
	明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	31,672,487円
	明治安田グローバルバランスオープン	11,240,763円
	明治安田DCグローバルバランスオープン	28,603,622円
	明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	11,106,601円
	明治安田DCハートフルライフ(プラン50)	26,630,438円
	明治安田VA日本株式オープン(適格機関投資家私募)	19,202,768円
	明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	8,996,999円
	明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	8,174,081円
	合計	322,309,948円

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(2) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	ショーボンドホールディングス	1,900	3,585	6,811,500	
	前田建設工業	12,000	414	4,968,000	
	大気社	2,700	2,178	5,880,600	
	伊藤ハム	15,000	432	6,480,000	
	サッポロホールディングス	9,000	420	3,780,000	
	エア・ウォーター	4,000	1,394	5,576,000	
	ポーラ・オルピスホールディングス	1,800	3,275	5,895,000	
	日本農薬	12,000	671	8,052,000	
	JSP	3,600	1,429	5,144,400	
	キョーリン製薬ホールディングス	2,300	2,442	5,616,600	
	ニチハ	4,900	1,333	6,531,700	
	愛知製鋼	17,000	391	6,647,000	
	高周波熱錬	6,700	730	4,891,000	
	エイチワン	5,600	1,051	5,885,600	
	日本発條	4,300	1,038	4,463,400	
	アイダエンジニアリング	9,100	760	6,916,000	
	日特エンジニアリング	4,600	925	4,255,000	
	オイレス工業	3,200	1,857	5,942,400	
	フロイント産業	4,000	1,750	7,000,000	
	小森コーポレーション	5,300	1,160	6,148,000	
	ダイコク電機	3,300	2,337	7,712,100	
	竹内製作所	4,100	2,110	8,651,000	
	ホシザキ電機	1,900	3,060	5,814,000	
	安川電機	6,000	1,037	6,222,000	
	エレコム	3,100	1,375	4,262,500	

	アンリツ	7,000	1,503	10,521,000
	日本電産リード	4,700	1,145	5,381,500
	メガチップス	3,000	1,444	4,332,000
	ニチコン	6,500	804	5,226,000
	カヤバ工業	14,000	459	6,426,000
	プレス工業	13,000	477	6,201,000
	ティ・エス テック	3,800	2,874	10,921,200
	日機装	7,000	1,217	8,519,000
	朝日インテック	2,000	4,890	9,780,000
	パラマウントベッドホールディングス	2,300	3,545	8,153,500
	タカラトミー	9,800	480	4,704,000
	静岡瓦斯	10,000	698	6,980,000
	日立物流	2,900	1,503	4,358,700
	新日鉄住金ソリューションズ	2,600	1,915	4,979,000
	ブロードリーフ	500	1,610	805,000
	インターネットイニシアティブ	2,600	3,885	10,101,000
	角川グループホールディングス	2,000	2,640	5,280,000
	アークランドサービス	3,900	2,180	8,502,000
	メガネトップ	3,300	1,291	4,260,300
	ワークマン	1,300	2,960	3,848,000
	エイチ・ツー・オー リテイリング	8,000	1,036	8,288,000
	アークス	3,000	2,023	6,069,000
	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	12,000	743	8,916,000
	全国保証	3,000	3,940	11,820,000
	リコーリース	2,100	3,045	6,394,500
	エヌ・ティ・ティ都市開発	56	139,800	7,828,800
	日本M&Aセンター	1,400	4,430	6,202,000
	UTホールディングス	76	70,000	5,320,000
	カカクコム	2,800	2,170	6,076,000
	ツクイ	5,400	1,334	7,203,600
	エムスリー	30	196,400	5,892,000
	J Pホールディングス	2,000	2,039	4,078,000
	テイクアンドギヴ・ニーズ	403	18,360	7,399,080
	ビー・エム・エル	2,000	2,557	5,114,000
	アサンテ	4,600	823	3,785,800
	エイチ・アイ・エス	1,500	3,895	5,842,500
	ダイセキ	2,200	1,691	3,720,200
小計		300,165		388,774,480
合計				388,774,480

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成25年4月10日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	99,936,742
国債証券	2,797,224,780
地方債証券	298,843,310
特殊債券	158,094,261
社債券	2,350,641,000
未収入金	266,890,650
未収利息	12,138,286
前払費用	2,110,197
流動資産合計	5,985,879,226
資産合計	5,985,879,226
負債の部	
流動負債	
未払金	266,184,550
未払解約金	12,050,000
流動負債合計	278,234,550
負債合計	278,234,550
純資産の部	
元本等	
元本	4,550,663,235
剰余金	
剰余金又は欠損金()	1,156,981,441
元本等合計	5,707,644,676
純資産合計	5,707,644,676
負債純資産合計	5,985,879,226

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自平成24年4月11日 至平成25年4月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>公社債 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、業界団体が公表する店頭売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額などに基づいて時価評価しております。 時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認められた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

区分	(平成25年4月10日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	4,550,663,235口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.2542円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

(自平成24年4月11日 至平成25年4月10日)	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスクなどに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

(平成25年4月10日現在)	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	公社債 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成25年4月10日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	71,799,630
地方債証券	3,658,780
特殊債券	1,156,356
社債券	18,990,000
合計	88,287,206

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	（平成25年4月10日現在）	
1. 期首元本額		4,298,647,511円
期中追加設定元本額		858,938,590円
期中一部解約元本額		606,922,866円
期末現在における元本の 内訳（注）	明治安田DCハートフルライフ（プラン70）	130,278,824円
	明治安田グローバルバランスオープン	73,656,953円
	明治安田DCグローバルバランスオープン	185,937,721円
	明治安田日本債券オープン（毎月決算型）	78,498,330円
	明治安田DCハートフルライフ（プラン30）	326,837,377円
	明治安田DCハートフルライフ（プラン50）	348,600,338円
	明治安田DC日本債券オープン	3,025,174,978円
	明治安田資産形成サポートファンド（隔月決算型）	5,247,817円
	明治安田資産形成サポートファンド（1年決算型）	4,431,138円
	明治安田VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	265,726,616円
	明治安田VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	106,273,143円
	合計	4,550,663,235円

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円				
国債証券	第99回利付国債5年	165,000,000	166,041,150	
	第99回利付国債5年	60,000,000	60,378,600	
	第107回利付国債5年	100,000,000	99,652,000	
	第1回利付国債40年	6,000,000	7,460,160	
	第2回利付国債40年	9,000,000	10,747,080	
	第3回利付国債40年	13,000,000	15,532,010	
	第4回利付国債40年	14,000,000	16,774,940	
	第5回利付国債40年	9,000,000	10,257,390	
	第5回利付国債40年	1,000,000	1,139,710	
	第299回利付国債10年	118,000,000	125,101,240	
	第300回利付国債10年	80,000,000	85,774,400	
	第310回利付国債10年	280,000,000	291,088,000	
	第310回利付国債10年	38,000,000	39,504,800	
	第325回利付国債10年	29,000,000	29,637,130	
	第328回利付国債10年	265,000,000	265,495,550	
	第4回利付国債30年	20,000,000	25,161,800	
	第18回利付国債30年	39,000,000	45,308,640	
	第22回利付国債30年	26,000,000	31,318,820	
	第23回利付国債30年	25,000,000	30,130,500	
	第27回利付国債30年	21,000,000	25,414,620	
	第28回利付国債30年	14,000,000	16,987,740	
	第29回利付国債30年	20,000,000	23,886,200	
	第31回利付国債30年	30,000,000	34,664,700	
	第33回利付国債30年	14,000,000	15,618,820	
	第34回利付国債30年	32,000,000	37,215,680	
	第35回利付国債30年	5,000,000	5,593,150	
	第36回利付国債30年	50,000,000	55,947,500	
	第82回利付国債20年	40,000,000	46,197,200	
	第82回利付国債20年	30,000,000	34,647,900	
	第82回利付国債20年	91,000,000	105,098,630	
	第82回利付国債20年	14,000,000	16,169,020	
	第84回利付国債20年	8,000,000	9,153,440	
	第88回利付国債20年	32,000,000	37,793,920	
	第90回利付国債20年	28,000,000	32,697,560	
	第92回利付国債20年	15,000,000	17,331,150	
	第94回利付国債20年	30,000,000	34,672,800	
	第95回利付国債20年	38,000,000	44,862,800	
	第98回利付国債20年	10,000,000	11,533,600	
	第99回利付国債20年	39,000,000	44,926,440	
	第102回利付国債20年	4,000,000	4,763,520	
	第102回利付国債20年	22,000,000	26,199,360	
	第103回利付国債20年	3,000,000	3,530,550	
	第104回利付国債20年	10,000,000	11,488,300	
	第105回利付国債20年	52,000,000	59,690,800	
	第110回利付国債20年	30,000,000	34,370,700	
	第111回利付国債20年	16,000,000	18,533,120	
	第113回利付国債20年	81,000,000	92,535,210	
	第115回利付国債20年	58,000,000	67,043,940	
	第116回利付国債20年	26,000,000	29,997,500	
	第117回利付国債20年	24,000,000	27,309,360	
	第120回利付国債20年	40,000,000	42,370,400	
	第120回利付国債20年	9,000,000	9,533,340	
	第121回利付国債20年	20,000,000	22,066,800	
	第128回利付国債20年	74,000,000	81,188,360	
	第128回利付国債20年	10,000,000	10,971,400	
	第137回利付国債20年	21,000,000	22,238,790	

	第138回利付国債20年	9,000,000	9,226,800
	第140回利付国債20年	126,000,000	133,200,900
	第143回利付国債20年	81,000,000	84,048,840
国債証券計		2,574,000,000	2,797,224,780
地方債証券	第304回大阪府公募公債	100,000,000	106,891,000
	平成18年度第8回兵庫県公募公債	181,000,000	191,952,310
地方債証券計		281,000,000	298,843,310
特殊債券	S種第14回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	54,533,000	57,369,261
	第9回韓国輸出入銀行円貨債券	100,000,000	100,725,000
特殊債券計		154,533,000	158,094,261
社債券	第495回中部電力(一般担保付)	100,000,000	100,130,000
	第404回関西電力(一般担保付)	100,000,000	108,760,000
	第31回大成建設無担保社債	100,000,000	103,489,000
	第43回住友化学無担保社債	200,000,000	209,944,000
	第4回JXホールディングス	100,000,000	101,506,000
	第68回新日本製鉄無担保社債	100,000,000	100,438,000
	第7回みずほコーポレート銀行(劣後特約付)	100,000,000	110,918,000
	第11回りそな銀行(劣後特約付)	100,000,000	106,295,000
	第22回日産フィナンシャルサービス株式会社無担保社債	100,000,000	99,643,000
	第153回オリックス無担保社債	100,000,000	100,842,000
	第163回オリックス無担保社債	100,000,000	100,421,000
	第20回三菱UFJリース無担保社債	100,000,000	100,004,000
	第39回野村ホールディングス無担保社債	100,000,000	99,786,000
	第40回野村ホールディングス無担保社債	200,000,000	200,890,000
	第42回ソフトバンク無担保社債	100,000,000	99,532,000
	第4回韓国政策金融公社円貨社債	100,000,000	100,176,000
	第1回新韓銀行円貨社債	100,000,000	101,019,000
	第2回ジェー・ピー・モルガン・チェース円貨社債(劣後特約付)	100,000,000	102,884,000
	第22回シティグループ・インク円貨社債	100,000,000	102,041,000
	第5回八ナ銀行円貨社債	100,000,000	100,995,000
	第4回ウリィ銀行円貨社債	100,000,000	100,928,000
社債券計		2,300,000,000	2,350,641,000
合計		5,309,533,000	5,604,803,351

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成25年4月10日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	42,696,010
コール・ローン	75,032,126
株式	4,377,300,656
未収配当金	6,617,794
未収利息	61
流動資産合計	4,501,646,647
資産合計	4,501,646,647
負債の部	
流動負債	
未払解約金	28,200,000
流動負債合計	28,200,000
負債合計	28,200,000
純資産の部	
元本等	
元本	3,736,196,207
剰余金	
剰余金又は欠損金()	737,250,440
元本等合計	4,473,446,647
純資産合計	4,473,446,647
負債純資産合計	4,501,646,647

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成24年 4月11日 至 平成25年 4月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成25年 4月10日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	3,736,196,207口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.1973円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

（自 平成24年 4月11日 至 平成25年 4月10日）	
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、外国為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする外国為替予約取引に係る為替変動リスクを有しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

（平成25年 4月10日現在）	
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成25年 4月10日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	433,239,109
合計	433,239,109

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	(平成25年4月10日現在)	
1. 期首元本額		3,834,942,834円
期中追加設定元本額		418,128,340円
期中一部解約元本額		516,874,967円
期末現在における元本の 内訳(注)	明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	193,302,316円
	明治安田グローバルバランスオープン	64,469,343円
	明治安田DCグローバルバランスオープン	164,867,291円
	明治安田DC外国株式リサーチオープン	2,932,592,316円
	明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	61,280,155円
	明治安田DCハートフルライフ(プラン50)	197,927,666円
	明治安田資産形成サポートファンド(隔月決算型)	6,461,274円
	明治安田資産形成サポートファンド(1年決算型)	5,514,980円
	明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私 募)	49,274,231円
	明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私 募)	60,506,635円
	合計	3,736,196,207円

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	AMAZON.COM INC	1,600	261.14	417,824.00	
	ABBOTT LABORATORIES	7,900	36.66	289,614.00	
	ALLERGAN INC	4,300	113.70	488,910.00	
	AMERICAN EXPRESS CO	8,200	65.22	534,804.00	
	APPLE INC	1,730	426.98	738,675.40	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	13,400	49.36	661,424.00	
	CELGENE CORP	3,600	116.61	419,796.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	10,600	48.68	516,008.00	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	4,700	117.25	551,075.00	
	DANAHER CORP	9,100	60.54	550,914.00	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	4,400	74.42	327,448.00	
	WALT DISNEY CO/THE	11,700	59.14	691,938.00	
	DOLLAR TREE INC	7,400	45.99	340,326.00	
	CROWN CASTLE INTL CORP	5,300	72.33	383,349.00	
	FLOWERVE CORP	1,800	163.38	294,084.00	
	CITIGROUP INC	11,700	43.89	513,513.00	
	ECOLAB INC	5,900	80.57	475,363.00	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	5,100	64.48	328,848.00	
	EXXON MOBIL CORP	8,900	88.77	790,053.00	
	NEXTERA ENERGY INC	11,400	79.19	902,766.00	
	FRANKLIN RESOURCES INC	3,000	151.74	455,220.00	
	FREEMPORT-MCMORAN COPPER	9,200	33.76	310,592.00	
	GILEAD SCIENCES INC	8,500	48.30	410,550.00	
	GENERAL ELECTRIC CO	24,500	23.06	564,970.00	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	2,200	146.52	322,344.00	
	F5 NETWORKS INC	3,300	72.45	239,085.00	
	HOME DEPOT INC	5,400	71.20	384,480.00	
	INTEL CORP	15,200	21.75	330,600.00	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	5,300	83.55	442,815.00	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	8,400	41.65	349,860.00	
	MICROSOFT CORP	23,900	29.61	707,679.00	
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	4,400	68.36	300,784.00	
	NETAPP INC	6,600	34.17	225,522.00	
	COACH INC	5,200	49.93	259,636.00	
	WELLS FARGO & CO	22,100	37.45	827,645.00	
	MONSANTO CO	5,900	105.26	621,034.00	
	ORACLE CORP	16,400	33.04	541,856.00	
	PEPSICO INC	4,900	79.21	388,129.00	
	PFIZER INC	29,700	29.11	864,567.00	
	PRECISION CASTPARTS CORP	2,000	185.06	370,120.00	
	US BANCORP	16,100	33.69	542,409.00	
	SCHLUMBERGER LTD	6,200	75.43	467,666.00	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	6,700	56.44	378,148.00	
	STARBUCKS CORP	8,200	57.41	470,762.00	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	7,800	35.16	274,248.00	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	4,700	78.38	368,386.00	
	MARATHON OIL CORP	7,300	33.47	244,331.00	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	6,500	94.45	613,925.00	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	6,400	62.18	397,952.00	
	WALGREEN CO	8,200	48.31	396,142.00	
	WAL-MART STORES INC	3,800	78.12	296,856.00	
	GOOGLE INC-CL A	910	777.65	707,661.50	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	10,400	94.54	983,216.00	
	MEAD JOHNSON NUTRITION CO	3,800	75.73	287,774.00	
	EXPRESS SCRIPTS HOLDING CO	6,500	57.34	372,710.00	

	FACEBOOK INC-A	9,600	26.59	255,264.00
	EATON CORP PLC	5,500	60.47	332,585.00
	ABBVIE INC	7,900	42.55	336,145.00
小計		471,340		26,860,400.90
				(2,664,551,769)
カナダドル	BARRICK GOLD CORP	6,600	27.16	179,256.00
	TALISMAN ENERGY INC	17,500	12.31	215,425.00
	BANK OF NOVA SCOTIA	10,200	57.37	585,174.00
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	9,300	32.04	297,972.00
	SUNCOR ENERGY INC	14,700	29.84	438,648.00
小計		58,300		1,716,475.00
				(167,527,960)
オーストラリアドル	RIO TINTO LTD	8,000	56.73	453,840.00
	BRAMBLES LTD	39,500	8.36	330,220.00
小計		47,500		784,060.00
				(81,534,399)
イギリスポンド	STANDARD CHARTERED PLC	12,800	16.48	210,944.00
	COMPASS GROUP PLC	39,100	8.14	318,274.00
	BG GROUP PLC	28,600	11.31	323,323.00
	CENTRICA PLC	79,900	3.74	298,506.40
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	12,800	21.52	275,392.00
	INMARSAT PLC	44,100	6.74	297,013.50
	VODAFONE GROUP PLC	182,500	1.88	342,187.50
	WHITBREAD PLC	9,100	23.92	217,672.00
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	7,100	45.70	324,470.00
	JOHNSON MATTHEY PLC	16,700	22.77	380,259.00
小計		432,700		2,988,041.40
				(454,062,771)
スイスフラン	NOVARTIS AG-REG	6,000	66.65	399,900.00
	NESTLE SA-REG	12,100	67.05	811,305.00
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	7,700	24.89	191,653.00
	CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	6,500	71.15	462,475.00
小計		32,300		1,865,333.00
				(198,434,124)
香港ドル	BEIJING ENTERPRISES HLDGS	24,500	60.70	1,487,150.00
	HENGAN INTL GROUP CO LTD	36,500	75.80	2,766,700.00
	CNOOC LTD	101,300	14.36	1,454,668.00
	AIA GROUP LTD	133,000	32.75	4,355,750.00
小計		295,300		10,064,268.00
				(128,621,345)
スウェーデンクローナ	ATLAS COPCO AB-A SHS	20,300	179.50	3,643,850.00
小計		20,300		3,643,850.00
				(56,552,552)
ノルウェークローネ	STATOIL ASA	5,700	138.90	791,730.00
小計		5,700		791,730.00
				(13,736,515)
ユーロ	ADIDAS AG	4,900	77.05	377,545.00
	SAP AG	5,200	59.22	307,944.00
	BAYER AG-REG	7,400	80.32	594,368.00
	VOLKSWAGEN AG-PFD	1,000	152.00	152,000.00
	SIEMENS AG-REG	2,500	80.60	201,500.00
	LINDE AG	2,000	140.10	280,200.00

	PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PFD	3,100	56.55	175,305.00	
	BANCA GENERALI SPA	11,400	14.18	161,652.00	
	CIE GENERALE DE GEOPHYSIQUE	7,900	17.15	135,485.00	
	PERNOD-RICARD SA	4,400	94.35	415,140.00	
	SOCIETE GENERALE	5,700	25.26	143,982.00	
	AXA SA	14,300	13.21	188,903.00	
	BNP PARIBAS	6,100	39.37	240,126.50	
	EUTELSAT COMMUNICATIONS	7,200	26.68	192,060.00	
	SUEZ ENVIRONNEMENT CO	17,600	9.96	175,208.00	
	KONINKLIJKE DSM NV	2,400	46.28	111,060.00	
	ASML HOLDING NV	3,700	51.29	189,773.00	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	12,700	6.68	84,836.00	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARG-RT	12,700	0.12	1,524.00	
	VIENNA INSURANCE GROUP AG	4,700	37.10	174,370.00	
	ANDRITZ AG	4,900	50.99	249,851.00	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	14,000	11.92	166,810.00	
小計		155,800		4,719,642.50	
				(612,279,221)	
合計				4,377,300,656	
				(4,377,300,656)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 5 8 銘柄	100.0%	60.9%
カナダドル	株式 5 銘柄	100.0%	3.8%
オーストラリアドル	株式 2 銘柄	100.0%	1.9%
イギリスポンド	株式 1 0 銘柄	100.0%	10.4%
スイスフラン	株式 4 銘柄	100.0%	4.5%
香港ドル	株式 4 銘柄	100.0%	2.9%
スウェーデンクローナ	株式 1 銘柄	100.0%	1.3%
ノルウェークローネ	株式 1 銘柄	100.0%	0.3%
ユーロ	株式 2 2 銘柄	100.0%	14.0%

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成25年4月10日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	37,605,661
コール・ローン	507,273,292
国債証券	33,449,497,191
地方債証券	1,165,500,160
特殊債券	8,322,549,208
未収利息	467,120,968
前払費用	109,611,857
流動資産合計	44,059,158,337
資産合計	44,059,158,337
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	56,797
未払解約金	142,550,000
流動負債合計	142,606,797
負債合計	142,606,797
純資産の部	
元本等	
元本	23,142,317,601
剰余金	
剰余金又は欠損金()	20,774,233,939
元本等合計	43,916,551,540
純資産合計	43,916,551,540
負債純資産合計	44,059,158,337

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成24年4月11日 至 平成25年4月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、金融商品取引業者の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額などに基づいて時価評価しております。時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成25年4月10日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	23,142,317,601口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.8977円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

(自 平成24年 4月11日 至 平成25年 4月10日)	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどに晒されております。また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、外国為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする外国為替予約取引に係る為替変動リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(平成25年 4月10日現在)	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	公社債 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成25年 4月10日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	765,071,527
地方債証券	3,747,840
特殊債券	66,537,866
合計	827,861,553

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（通貨関連）

区分	種類	（平成25年4月10日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	29,564,374	-	29,621,171	56,797
	米ドル	14,103,225	-	14,134,575	31,350
	スウェーデンクローナ	4,337,760	-	4,342,800	5,040
	南アフリカランド	2,251,269	-	2,257,976	6,707
	ユーロ	8,872,120	-	8,885,820	13,700
合計	29,564,374	-	29,621,171	56,797	

（注）時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切り捨てております。

（その他の注記）

元本の移動

区分	（平成25年4月10日現在）	
1. 期首元本額		31,478,389,115円
期中追加設定元本額		288,219,671円
期中一部解約元本額		8,624,291,185円
期末現在における元本の内訳（注）	明治安田DCハートフルライフ（プラン70）	49,318,834円
	明治安田グローバルバランスオープン	30,592,177円
	明治安田DCグローバルバランスオープン	78,452,903円
	明治安田外国債券オープン	859,900,538円
	明治安田DCハートフルライフ（プラン30）	38,352,680円
	明治安田DCハートフルライフ（プラン50）	63,477,099円
	明治安田DC外国債券オープン	2,536,624,392円
	明治安田外国債券オープン（毎月分配型）	17,366,766,151円
	グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）	1,833,203,499円
	明治安田資産形成サポートファンド（隔月決算型）	3,658,548円
	明治安田資産形成サポートファンド（1年決算型）	3,063,353円
	明治安田VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	32,099,120円
	明治安田VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	19,529,883円
	明治安田VA外国債券オープン（適格機関投資家私募）	227,278,424円
	合計	23,142,317,601円

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
米ドル	US TREASURY N/B 4.25%	12,210,000	12,992,203.12	
	US TREASURY N/B 0.25%	1,000,000	999,687.50	
	US TREASURY N/B 1%	11,200,000	11,422,250.00	
	US TREASURY N/B 0.625%	12,000,000	12,012,187.56	
	US TREASURY N/B 3.5%	2,040,000	2,316,356.25	
	US TREASURY N/B 3.5%	5,000,000	5,677,343.75	
	US TREASURY N/B 2.75%	1,700,000	1,881,820.32	
	US TREASURY N/B 2.75%	8,000,000	8,855,625.04	
	US TREASURY N/B 3.625%	4,500,000	5,280,468.75	
	US TREASURY N/B 2%	4,870,000	5,050,342.18	
	US TREASURY N/B 2%	8,000,000	8,296,250.00	
	US TREASURY N/B 6.25%	600,000	922,593.75	
	US TREASURY N/B 5.375%	3,500,000	4,966,718.75	
	US TREASURY N/B 4.25%	13,760,000	17,458,000.00	
小計		88,380,000	98,131,846.97	
			(9,734,679,219)	
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVT. 6%	770,000	859,050.50	
小計		770,000	859,050.50	
			(89,332,661)	
イギリスポンド	TREASURY 4%	150,000	168,555.00	
	TREASURY 1.75%	7,550,000	7,916,854.50	
	TREASURY 5%	1,400,000	1,691,060.00	
	TREASURY 4.75%	1,220,000	1,625,308.40	
	TREASURY 4.25%	4,230,000	5,225,953.50	
	TREASURY 4.5%	2,150,000	2,781,046.50	
小計		16,700,000	19,408,777.90	
			(2,949,357,889)	
スイスフラン	SWISS (GOVT) 3%	1,600,000	1,867,200.00	
小計		1,600,000	1,867,200.00	
			(198,632,736)	
シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T 3.25%	1,500,000	1,731,900.00	
小計		1,500,000	1,731,900.00	
			(138,759,828)	
マレーシアリングット	MALAYSIAN GOV'T 4.262%	8,000,000	8,310,000.00	
小計		8,000,000	8,310,000.00	
			(272,651,100)	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVRNMNT 3.75%	8,500,000	9,443,160.00	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	8,000,000	9,764,240.00	
小計		16,500,000	19,207,400.00	
			(298,098,848)	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOV'T 5%	6,000,000	6,468,600.00	
小計		6,000,000	6,468,600.00	
			(112,230,210)	
デンマーククローネ	DENMARK - BULLET 4%	13,050,000	15,871,410.00	
	DENMARK - BULLET 7%	3,310,000	5,297,655.00	
小計		16,360,000	21,169,065.00	
			(368,341,731)	

メキシコペソ	MEXICAN BONOS 8%	26,540,000	32,300,507.00	
	MEXICAN BONOS 6.5%	36,000,000	40,672,800.00	
	MEXICAN BONOS 7.75%	23,000,000	29,847,100.00	
小計		85,540,000	102,820,407.00	
			(840,042,725)	
ポーランドズロチ	POLAND GOVT BOND 5.5%	2,600,000	2,718,300.00	
	POLAND GOVT BOND 5.75%	3,300,000	3,897,300.00	
	POLAND GOVT BOND 5.75%	3,500,000	4,133,500.00	
小計		9,400,000	10,749,100.00	
			(338,704,141)	
南アフリカランド	REP SOUTH AFRICA 10.5%	11,000,000	14,290,100.00	
	REP SOUTH AFRICA 7%	6,500,000	6,128,200.00	
	REP SOUTH AFRICA 6.25%	6,500,000	5,441,150.00	
小計		24,000,000	25,859,450.00	
			(287,557,084)	
ユーロ	DEUTSCHLAND REP 4.25%	9,850,000	11,520,067.50	
	DEUTSCHLAND REP 1.5%	2,700,000	2,761,290.00	
	DEUTSCHLAND REP 6.5%	1,000,000	1,607,000.00	
	DEUTSCHLAND REP 4.75%	2,150,000	3,324,975.00	
	DEUTSCHLAND REP 4.75%	1,000,000	1,546,500.00	
	BTPS 2.5%	6,000,000	6,085,260.00	
	BTPS 2.75%	500,000	506,250.00	
	BTPS 4.75%	12,700,000	13,543,280.00	
	BTPS 5.5%	9,300,000	10,156,530.00	
	BTPS 6.5%	1,160,000	1,362,884.00	
	BTPS 5.75%	1,500,000	1,654,950.00	
	BTPS 5%	1,200,000	1,206,600.00	
	FRANCE O.A.T. 3.25%	1,000,000	1,087,100.00	
	FRANCE O.A.T. 3.25%	1,400,000	1,521,940.00	
	FRANCE O.A.T. 3.25%	520,000	565,292.00	
	FRANCE O.A.T. 5%	300,000	347,880.00	
	FRANCE O.A.T. 4.25%	1,200,000	1,419,360.00	
	FRANCE O.A.T. 4.25%	600,000	709,680.00	
	FRANCE O.A.T. 3%	2,400,000	2,664,960.00	
	FRANCE O.A.T. 5.75%	4,790,000	7,099,259.00	
	FRANCE O.A.T. 4.5%	1,850,000	2,425,905.00	
	NETHERLANDS GOVT 0.75%	8,500,000	8,607,950.00	
	NETHERLANDS GOVT 4.5%	640,000	746,880.00	
	NETHERLANDS GOVT 4%	900,000	1,051,560.00	
	NETHERLANDS GOVT 3.75%	800,000	1,030,000.00	
	NETHERLANDS GOVT 3.75%	1,000,000	1,287,500.00	
	SPANISH GOV'T 2.75%	5,000,000	5,064,300.00	
	SPANISH GOV'T 4%	2,900,000	3,006,140.00	
	SPANISH GOV'T 4.25%	700,000	724,920.00	
	SPANISH GOV'T 4.3%	2,000,000	2,042,600.00	
	SPANISH GOV'T 4.85%	2,800,000	2,900,800.00	
	SPANISH GOV'T 5.5%	800,000	860,240.00	
	SPANISH GOV'T 5.85%	3,200,000	3,476,480.00	
	SPANISH GOV'T 5.9%	800,000	860,560.00	
	BELGIAN 0303 4.25%	2,200,000	2,331,560.00	
	BELGIAN 0307 3.25%	4,750,000	5,199,350.00	
	BELGIAN 0307 3.25%	700,000	766,220.00	
	BELGIAN 3%	7,000,000	7,770,000.00	
	BELGIAN 4.5%	200,000	248,460.00	
	BELGIAN 0320 4.25%	1,400,000	1,750,840.00	
	REP OF AUSTRIA 3.2%	1,900,000	2,095,700.00	
	REP OF AUSTRIA 6.25%	900,000	1,368,360.00	
	FINNISH GOV'T 2.75%	3,000,000	3,258,600.00	
	REP OF POLAND 3.375%	3,700,000	3,902,390.00	
	REP OF POLAND 3.375%	3,700,000	3,902,390.00	
	小計		122,610,000	137,370,762.50
				(17,821,109,019)

国債証券計			33,449,497,191	
			(33,449,497,191)	
地方債証券				
カナダドル	ONTARIO PROVINCE 4.4%	7,500,000	8,142,000.00	
	ONTARIO PROVINCE 4.4%	3,500,000	3,799,600.00	
小計		11,000,000	11,941,600.00	
			(1,165,500,160)	
地方債証券計			1,165,500,160	
			(1,165,500,160)	
特殊債券				
米ドル	COUNCIL OF EUROP 4%	3,000,000	3,208,500.00	
	EURO BK RECON&DV 1.625%	9,000,000	9,249,750.00	
	OESTER KONTROLBK 1.75%	12,000,000	12,337,200.00	
	BK NED GEMEENTEN 5.125%	8,000,000	9,124,000.00	
	CAISSE AMORT DET 5.25%	7,400,000	8,465,600.00	
	KFW 4.875%	8,000,000	9,224,800.00	
	EUROPEAN INVT BK 4.875%	8,000,000	9,188,000.00	
	COUNCIL OF EUROP 5.125%	7,500,000	8,740,125.00	
	EUROPEAN INVT BK 5.125%	5,000,000	5,845,000.00	
小計		67,900,000	75,382,975.00	
			(7,477,991,120)	
オーストラリアドル	QUEENSLAND TREAS 6%	4,200,000	4,651,248.00	
	NSWTC-DOMESTIC 6%	1,000,000	1,144,400.00	
小計		5,200,000	5,795,648.00	
			(602,689,435)	
イギリスポンド	EUROPEAN INVT BK 4.875%	1,400,000	1,591,660.00	
小計		1,400,000	1,591,660.00	
			(241,868,653)	
特殊債券計			8,322,549,208	
			(8,322,549,208)	
合計			42,937,546,559	
			(42,937,546,559)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建保有証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 外貨建保有証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 1 銘柄	100.0%	22.7%
	特殊債券 9 銘柄	100.0%	17.4%
カナダドル	地方債証券 1 銘柄	100.0%	2.7%
オーストラリアドル	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.2%
	特殊債券 2 銘柄	100.0%	1.4%
イギリスポンド	国債証券 6 銘柄	100.0%	6.9%
	特殊債券 1 銘柄	100.0%	0.6%
スイスフラン	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.5%
シンガポールドル	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.3%
マレーシアリング	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.6%
スウェーデンクローナ	国債証券 2 銘柄	100.0%	0.7%
ノルウェークローネ	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.3%
デンマーククローネ	国債証券 2 銘柄	100.0%	0.8%
メキシコペソ	国債証券 3 銘柄	100.0%	1.9%
ポーランドズロチ	国債証券 2 銘柄	100.0%	0.8%
南アフリカランド	国債証券 3 銘柄	100.0%	0.7%
ユーロ	国債証券 3 8 銘柄	100.0%	41.5%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成25年5月31日現在)

資産総額	384,688,857 円
負債総額	1,359,964 円
純資産総額 (-)	383,328,893 円
発行済数量	388,773,956 口
1口当たり純資産額 (/)	0.9860 円

(参考) マザーファンドの現況

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド
純資産額計算書

(平成25年5月31日現在)

資産総額	3,764,004,691 円
負債総額	3,320,000 円
純資産総額 (-)	3,760,684,691 円
発行済数量	4,754,471,382 口
1口当たり純資産額 (/)	0.7910 円

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド
純資産額計算書

(平成25年5月31日現在)

資産総額	436,184,613 円
負債総額	9,332,829 円
純資産総額 (-)	426,851,784 円
発行済数量	326,816,816 口
1口当たり純資産額 (/)	1.3061 円

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド
純資産額計算書

(平成25年5月31日現在)

資産総額	6,330,789,724 円
負債総額	745,356,300 円
純資産総額 (-)	5,585,433,424 円
発行済数量	4,516,416,533 口
1口当たり純資産額 (/)	1.2367 円

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド
純資産額計算書

(平成25年5月31日現在)

資産総額	4,708,789,039 円
負債総額	1,790,000 円
純資産総額 (-)	4,706,999,039 円
発行済数量	3,659,675,086 口
1口当たり純資産額 (/)	1.2862 円

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド
純資産額計算書

(平成25年5月31日現在)

資産総額	42,370,254,317 円
負債総額	327,307,476 円
純資産総額 (-)	42,042,946,841 円
発行済数量	22,025,625,067 口
1口当たり純資産額 (/)	1.9088 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(7)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
- 4.投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年5月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	133 本	3,168,676,707 円
単位型株式投資信託	2 本	581,930,457,240 円
合 計	135 本	585,099,133,947 円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	7,798,082	7,585,064
前払費用	96,609	80,260
未収入金	1,594	¹ 190,980
未収委託者報酬	406,697	487,397
未収運用受託報酬	¹ 497,131	¹ 141,641
未収投資助言報酬	¹ 170,156	¹ 197,081
その他	1,757	15,812
流動資産合計	8,972,029	8,698,236
固定資産		
有形固定資産		
建物	² 120,876	² 90,863
器具備品	² 132,336	² 117,771
有形固定資産合計	253,213	208,635
無形固定資産		
ソフトウェア	22,377	57,810
電話加入権	6,662	6,662
その他	8,170	340
無形固定資産合計	37,210	64,813
投資その他の資産		
長期差入保証金	¹ 190,699	97,273
長期前払費用	185	95
投資その他の資産合計	190,884	97,368
固定資産合計	481,307	370,817
資産合計	9,453,336	9,069,054

（単位：千円）

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	18,168	82,916
未払金	339,611	539,304
未払収益分配金	158	135
未払償還金	7,315	7,315
未払手数料	163,484	198,056
その他未払金	168,652	333,796
未払費用	32,463	30,603
未払法人税等	10,892	7,214
未払消費税等	36,590	-
賞与引当金	104,985	86,215
流動負債合計	542,711	746,254
固定負債		
退職給付引当金	114,893	84,636
資産除去債務	55,470	27,376
固定負債合計	170,363	112,012
負債合計	713,075	858,266
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,050,436	520,962
利益剰余金合計	4,225,478	3,696,003
株主資本合計	8,740,261	8,210,787
純資産合計	8,740,261	8,210,787
負債・純資産合計	9,453,336	9,069,054

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,037,583	2,773,510
受入手数料	25,800	21,027
運用受託報酬	1,970,292	1,564,002
投資助言報酬	332,526	372,192
営業収益合計	5,366,202	4,730,732
営業費用		
支払手数料	1,402,793	1,246,685
広告宣伝費	22,521	17,645
公告費	323	-
調査費	967,154	975,236
調査費	390,141	385,416
委託調査費	577,013	589,820
委託計算費	266,632	287,651
営業雑経費	96,076	90,766
通信費	19,416	17,735
印刷費	66,048	61,830
協会費	6,780	7,902
諸会費	3,346	3,283
営業雑費	484	14
営業費用合計	2,755,501	2,617,985
一般管理費		
給料	1,532,277	1,423,034
役員報酬	70,098	59,208
給料・手当	1,219,741	1,123,919
賞与	242,437	239,907
その他報酬	2,242	-
賞与引当金繰入	104,985	86,215
福利厚生費	246,627	239,485
交際費	1,974	1,049
寄付金	200	200
旅費交通費	32,460	27,549
租税公課	24,888	21,013
不動産賃借料	237,951	209,742
退職給付費用	53,431	27,754
固定資産減価償却費	85,762	81,773
諸経費	149,865	141,550
一般管理費合計	2,472,666	2,259,368
営業利益又は営業損失()	138,034	146,621

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業外収益		
受取利息	4,070	3,610
償還金等時効完成分	12	50
保険契約返戻金・配当金	¹ 2,275	¹ 1,192
貸倒引当金戻入額	15,785	-
雑益	3,513	848
営業外収益合計	25,657	5,702
営業外費用		
為替差損	506	-
賃貸借契約解約損	-	117
雑損	-	1
営業外費用合計	506	119
経常利益又は経常損失()	163,185	141,038
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	² 611	² 161,764
合併関連費用	³ 3,400	-
本社移転関連費用	-	¹ 88,653
特別退職加算金等	-	130,628
特別損失合計	4,011	381,046
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失()	159,174	522,084
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	142,624	-
法人税等合計	144,914	2,290
当期純利益又は当期純損失()	14,260	524,374

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	660,443	660,443
当期変動額	-	-
当期末残高	660,443	660,443
その他資本剰余金		
当期首残高	2,854,339	2,854,339
当期変動額	-	-
当期末残高	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計		
当期首残高	3,514,783	3,514,783
当期変動額	-	-
当期末残高	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	83,040	83,040
当期変動額	-	-
当期末残高	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	3,092,001	3,092,001
当期変動額	-	-
当期末残高	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,036,176	1,050,436
当期変動額		
剰余金の配当	-	5,099
当期純利益又は当期純損失()	14,260	524,374
当期変動額合計	14,260	529,474
当期末残高	1,050,436	520,962
利益剰余金合計		
当期首残高	4,211,217	4,225,478
当期変動額		
剰余金の配当	-	5,099
当期純利益又は当期純損失()	14,260	524,374
当期変動額合計	14,260	529,474
当期末残高	4,225,478	3,696,003
株主資本合計		
当期首残高	8,726,001	8,740,261
当期変動額		
剰余金の配当	-	5,099
当期純利益又は当期純損失()	14,260	524,374
当期変動額合計	14,260	529,474
当期末残高	8,740,261	8,210,787

重要な会計方針

<p>1. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 8年～18年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
<p>2. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
未収入金	-	190,313千円
未収運用受託報酬	8,944千円	5,926千円
未収投資助言報酬	164,758千円	190,120千円
長期差入保証金	190,313千円	-

2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物	133,261千円	1,052千円
器具備品	327,061千円	222,594千円

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	2,275千円	1,192千円
本社移転関連費用	-	30,179千円

2 前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

固定資産除却損の内容は、主に器具備品611千円であります。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

固定資産除却損の内容は、建物107,628千円、器具備品53,722千円、ソフトウェア413千円であります。

3 前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

合併関連費用は、会社合併に伴う資産運用系システム統合に関する費用を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,099,490円	270円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日

当事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,099,490円	270円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,798,082	7,798,082	-
(2) 未収入金	1,594	1,594	-
(3) 未収委託者報酬	406,697	406,697	-
(4) 未収運用受託報酬	497,131	497,131	-
(5) 未収投資助言報酬	170,156	170,156	-
(6) 長期差入保証金	190,699	187,683	3,015
資産計	9,064,361	9,061,345	3,015
(1) 未払手数料	163,484	163,484	-
(2) その他未払金	168,652	168,652	-
負債計	332,137	332,137	-

当事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,585,064	7,585,064	-
(2) 未収入金	190,980	190,980	-
(3) 未収委託者報酬	487,397	487,397	-
(4) 未収運用受託報酬	141,641	141,641	-
(5) 未収投資助言報酬	197,081	197,081	-
(6) 長期差入保証金	97,273	84,120	13,152
資産計	8,699,437	8,686,284	13,152
(1) 未払手数料	198,056	198,056	-
(2) その他未払金	333,796	333,796	-
負債計	531,852	531,852	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

（1）現金・預金、（2）未収入金、（3）未収委託者報酬、（4）未収運用受託報酬、（5）未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（6）長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

（1）未払手数料、（2）その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,797,986	-	-	-
未収入金	1,594	-	-	-
未収委託者報酬	406,697	-	-	-
未収運用受託報酬	497,131	-	-	-
未収投資助言報酬	170,156	-	-	-
長期差入保証金	-	190,313	-	-
合計	8,873,566	190,313	-	-

当事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,584,441	-	-	-
未収入金	190,980	-	-	-
未収委託者報酬	487,397	-	-	-
未収運用受託報酬	141,641	-	-	-
未収投資助言報酬	197,081	-	-	-
長期差入保証金	366	-	-	96,907
合計	8,601,907	-	-	96,907

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務 (千円)	427,062	454,392
(2) 年金資産 (千円)	312,169	369,756
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円)	114,893	84,636
(4) 退職給付引当金 (3) (千円)	114,893	84,636

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
退職給付費用 (千円)	53,431	27,754

(注1) 当事業年度においては、上記の退職給付費用以外に特別退職金129,228千円を特別損失に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
繰延税金資産				
税務上の繰越欠損金	448,266	千円	689,786	千円
税務上の繰延資産償却超過額	52,268	"	46,523	"
賞与引当金繰入限度超過額	39,904	"	32,770	"
退職給付引当金繰入限度超過額	42,472	"	31,036	"
その他	38,408	"	24,586	"
繰延税金資産小計	621,320	"	824,703	"
評価性引当額	616,061	"	814,989	"
繰延税金資産合計	5,259	"	9,713	"
繰延税金負債				
資産除去費用	5,259	"	9,713	"
繰延税金負債合計	5,259	"	9,713	"
繰延税金資産の純額	-	"	-	"

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
法定実効税率	40.69	%	-	
(調整)				
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.50	"	-	
評価性引当額の増減	48.41	"	-	
住民税均等割	1.44	"	-	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	91.04	%	-	

（注）当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（15年）としており、割引率は1.314%を適用しております。

なお、当事業年度の本社移転に伴い、使用見込期間を16年から15年に、割引率を0.896%から1.314%にそれぞれ変更しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
期首残高	54,977	千円	55,470	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	"	27,316	"
時の経過による調整額	492	"	515	"
資産除去債務の履行による減少額	-	"	55,925	"
期末残高	55,470	千円	27,376	千円

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	3,037,583	25,800	1,970,292	332,526	5,366,202

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
年金積立金管理運用独立行政法人	613,920

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託 （運用業務）	投資信託 （販売業務）	投資顧問 （投資一任）	投資顧問 （投資助言）	合計
外部顧客への売上高	2,773,510	21,027	1,564,002	372,192	4,730,732

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	110,000	生命保険業	(被所有)直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任	運用受託報酬	34,961	未収運用受託報酬	8,944
							投資助言報酬	321,882	未収投資助言報酬	164,758
							支払手数料	133,324	未払手数料	41,430
							事務所家賃	232,739	前払家賃	19,655
									長期差入保証金	190,313

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	210,000	生命保険業	(被所有)直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任	運用受託報酬	26,081	未収運用受託報酬	5,926
							投資助言報酬	359,783	未収投資助言報酬	190,120
							支払手数料	162,340	未払手数料	53,501
							事務所家賃	231,510	未収入金	190,313
									その他未払金	99

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

事務所家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

(注1) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
1株当たり純資産額	462,766円00銭	434,732円21銭
1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額（ ）	755円02銭	27,763円78銭

（注）1．当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2．算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	8,740,261	8,210,787
普通株式に係る純資産額（千円）	8,740,261	8,210,787
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	14,260	524,374
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	14,260	524,374
普通株式の期中平均株式数（株）	18,887	18,887

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

(1)受託会社

(平成24年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額(百万円)	(C)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

(平成24年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額(百万円)	(C)事業の内容
信金中央金庫	490,998 ¹	全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の保管を図っています。
明治安田生命保険相互会社	520,000 ²	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

1 信金中央金庫の資本金の額は「出資金」の額です。

2 明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

販売会社である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株(持株比率92.86%)です。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

1.名称、資本金の額及び事業の内容

- (A)名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- (B)資本金の額 : 平成24年3月31日現在、10,000百万円
- (C)事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

2.関係業務の概要

受託会社との信託契約(再信託契約)に基づき、当ファンドの信託事務の一部(信託財産の管理)を委託され、その事務を行うことがあります。

3.資本関係

該当ありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に、その使用開始日及び委託会社等の情報として、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額を掲載します。
- (3) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「1．ファンドの目的・特色」、「2．投資リスク」、「4．手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して、交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (8) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
 - 「投資信託説明書（目論見書）」
 - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
 - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (9) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月29日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁谷 恵嗣
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 辻前 正紀
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田グローバルバランスオープンの平成24年4月11日から平成25年4月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田グローバルバランスオープンの平成25年4月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年 6月26日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 壁谷 恵嗣指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。